



IFRS

**期中要約連結財務諸表
記載例**

2018年版



EY

Building a better
working world

目次

略語一覧.....	2
序論.....	3
期中要約連結損益計算書.....	8
期中要約連結包括利益計算書.....	10
期中要約連結財政状態計算書.....	11
期中要約連結持分変動計算書.....	13
期中要約連結キャッシュ・フロー計算書.....	16
期中要約連結財務諸表注記.....	19
付録A: IFRS第15号及びIFRS第9号適用の代替方法.....	56

略語一覧

当財務諸表記載例では、以下の略号を使用している。

IAS 33.41	国際会計基準第33号第41項
IAS 1.BC.13	国際会計基準第1号 結論の根拠第13項
IFRS 2.44	国際財務報告基準第2号第44項
SIC 29.6	解釈指針委員会解釈指針第29号第6項
IFRIC 4.6	IFRIC解釈指針第4号第6項
IFRS 9.IG.G.2	国際財務報告基準第9号 - 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項
IAS 32.AG3	国際会計基準第32号 - 付録A - 適用指針第AG3項
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則・実務
IFRS	国際財務報告基準
IASB	国際会計基準審議会
解釈指針委員会	IFRS解釈指針委員会(旧国際財務報告解釈指針委員会(旧IFRIC))
SIC	解釈指針委員会

また、注釈では、IFRSの規定が開示例においてどのように適用されたかを説明している。

序論

本書では、優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2018年6月30日に終了する中間連結会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例一式を掲載している。本期中要約連結財務諸表はIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されており、2017年12月31日時点の当グループの年次財務諸表と併せて利用する必要がある。当グループは株式を公開している架空の大規模な製造業という設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨はCUである。

目的

新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多数の資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は多くの企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合があり、当グループにとって重要でないと考えられる項目や取引が含まれていることがある。

本財務諸表記載例の利用方法—企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループで取り扱っていない取引や取決めについては、追加の開示を行わなければならない可能性がある。

本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制を満たすように作成されたものでもなければ、規制又特殊な産業で主に適用される開示規定を反映することを意図したものでもないことに留意されたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRSの条項を記載している。開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これに関する注釈も提供している。IFRSに明確な規定が存在しない場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じ適切な専門家の助言を求めることが必要である。

開示の有効性の向上

国際会計基準審議会(以下、IASB)、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告上の重大な問題に直面しており、「開示の過重負担」、「無駄の排除」及び「開示の有効性」へ対処することが優先課題になっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示の増大及び複雑な開示に対する取組みについて、多大な関心が寄せられている。

「開示の過重負担」は正式な定義が存在するものではないが、特に利害関係者間の様々な議論などから、共通の2つのテーマが浮かび上がってきている。すなわち、重要性を含む「財務諸表の構成」及び「状況に応じた開示」である。

企業は、財務諸表利用者が目的適合性の高い情報をより容易に入手できるような構成を使うことを検討する必要がある。たとえば、財務情報の内容及び重要性に応じて注記の順序を入れ替えることも考えられる。財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。また、重要な会計方針を、各注記内容の全体像を示すために、関連する定性的情報及び定量的情報と同じ箇所でも開示することも考えられる。なお、このような年次財務諸表の注記体系の適用例として、「Good Group (International) Limited- Alternative Format」(英語版のみ)を公表しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討する際には、こちらを活用して頂きたい。企業は、企業自身に固有の状況においては、開示の有効性を高める観点から、他の注記体系の方が効果的であると考えられる場合がある。具体的な注記体系を決める際には、企業を取り巻く固有の状況や、主要な財務諸表の利用者が優先して求める情報を慎重に検討する必要がある。

企業は、特に表示及び開示ならびに概念の適切な適用を検討する際に、重要性の判断が求められ、そのことが「開示の過重負担」の原因の一つになっている可能性がある。IFRSは最低限の開示規定を定めているが、実務上、企業に固有の関連性のある情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって目的適合性がなく、IFRSはそのような開示を求めているわけではない。一方で、重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性のある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、財務諸表の目的適合性が損なわれると考えられる。なお、IAS第34号第23項では、各期中会計期間において開示の重要性を評価しなければならないと定めている。

IASBは、2017年9月に実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を公表した。本実務記述書は、IFRSにおける重要性に関するすべての要求事項をまとめ、情報が重要であるかどうかに関する企業の判断に役立たせるために実務上のガイダンス及び設例を設けるとともに、期中会計期間に固有の重要性の判断の行使方法に関するガイダンスも定めている。本実務記述書は強制力があるものではなく、現在適用している方針の変更や新たな方針の採用が求められるものではない。

上述のとおり、本期中要約連結財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用されるIAS第34号の開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。したがって、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定するには、企業固有の状況を検討することが必要不可欠である。本期中要約連結財務諸表記載例は、重要性の判断を行う上での指針を示すものではない。したがって、企業は、企業固有の状況及び重要性を勘案した上で、企業の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報を提供できるようになる。

また、企業は、項目をどのように認識、測定、分類又は開示するかを決定するために期中要約連結財務諸表の重要性を判断する際に、IAS第34号の規定を考慮しなければならない。重要性の評価を行うにあたり、期中の測定では、年次財務データの測定よりも見積りに依拠することができる。よって、期中報告日における重要性の判断は、年度末における重要性の判断と異なる場合がある。

開示の有効性の改善に関する詳細なガイダンスについては、EYの刊行物「Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness」(2017年2月)を参照されたい。

その他の財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を必要とする特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を数多く提供している。弊法人の財務諸表記載例シリーズは、次のとおりである。

- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例 (優良工業株式会社)
- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例 (Alternative Format) (英語版のみ)
- ▶ 期中要約財務諸表記載例 - 本財務諸表記載例
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例 (英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例 (英語版のみ)
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例
- ▶ 銀行版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)

国際財務報告基準

国際財務報告基準に関する趣意書の第5項で定義されている「IFRS」には、「国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASB)が承認した基準及び解釈指針、ならびに以前の定款の下で公表された国際会計基準(International Accounting Standard: 以下、IAS)及び解釈指針委員会(Standing Interpretations Committee: 以下、SIC)による解釈指針」が含まれる。したがって、IFRSに準拠している旨を財務諸表に示すためには、IASBによって承認されたすべての公表基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これは、IAS、IFRS、IFRS解釈指針委員会もしくはその前身であるSICにより作成された解釈指針を含む。

IAS 第34号19項では、期中財務報告がIFRSのすべての規定に準拠していない限り、それがIFRSに準拠していると記述してはならないとされている。よって、本財務諸表記載例のような期中要約財務諸表の場合、当グループはIFRSに準拠しているとするのではなく、IAS第34号の規定に準拠していると記載する。

国際会計基準審議会

IASBはIFRS財団により設立された独立した基準設定機関(公益に資する業務を行う、独立した非営利民間組織)である。IASBは、中小企業向けIFRSを含むIFRSの作成と公表、及びIFRS解釈指針委員会により作成されたIFRSの解釈指針に関する承認に対して責任を負っている。IASBは、基準の設定にあたり、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書をコメント募集のために公表することは、当該デュー・プロセスにおける重要な手続きの1つである。

IFRS解釈指針委員会

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命され、財務諸表の利用者、作成者及び監査人のために財務の会計及び報告に関する基準を開発し、その品質を改善するにあたり、IASBを補佐する役割を担う。

解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点よりも、より多くの企業にとって重要となる論点を取り上げている。これらにはIFRSで取り扱われていない、新たに認識された財務報告上の論点が含まれる。解釈指針委員会はまた、IFRSの年次改善プロジェクトの中で考慮されるべき論点についてもIASBへの助言も行う。

期中財務報告

期中財務報告には、期中会計期間に係る完全な財務諸表（IAS第1号に準拠）又はIAS第34号に準拠した要約財務諸表のいずれかを含むこととなる。本書では、当グループの2018年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例を一式掲載している。本期中要約連結財務諸表は、半期でのみ期中財務諸表を公表しているという前提で作成している。四半期ごとに期中財務報告を公表している場合は、当グループが要約又は完全な1組の期中財務諸表のいずれを表示しているかにかかわらず、本書の情報に加えて、2018年6月30日及び2017年6月30日に終了する3ヵ月間の損益計算書の情報を追加する必要がある。

本期中要約連結財務諸表では、年次財務諸表と同じ形式により損益計算書、包括利益計算書、財政状態計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を表示する。あるいは、直近の年次財務諸表に掲記された見出し及び小計を最低限含む、要約基本財務諸表を表示することも認められる（IAS第34号10項）。

当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を含めていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS第34号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

重要な事象及び取引の開示

IAS第34号の開示規定は、完全な財務諸表に適用される規定ほど規範的ではないが、事象及び取引に関し、直近の年次報告日以降に生じた財政状態及び業績の変動を理解するために必要な説明を示さなければならない（IAS第34号15項）。いくつかのケースでは、完全な財務諸表と同じ規定が適用される（例：IAS第34号16A項(i)では、企業結合に関して完全な開示を行うことが要求されている）。

開示が要求される状況の例がIAS第34号に示されているが、それらの開示の実際の内容と形式は一般的に報告企業が判断しなければならない。

比較情報

財務諸表には、直近の事業年度の比較対象となる期中会計期間に係る損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を含めなければならない。比較財政状態計算書は、直近の事業年度の末日時点のものを表示しなければならない。IAS第1号では、完全な財務諸表には、基本財務諸表外（すなわち注記）で提供された開示に関して比較情報を含めることを求めているが、期中要約財務諸表には同様の明示的な規定は適用されない。定量的開示を注記で行っている場合、企業の業績を説明するため、基本財務諸表に表示されている比較期間に関して同じ開示を行うことが一般的な実務であり、これらの期中要約財務諸表においても当該実務を適用している。

要求される情報の財務諸表外での開示

IAS第1号51項は、各財務諸表とそれに対応する注記を明確に識別することを要求している。IAS第1号50項は、財務諸表と注記を、年次報告書や同様の文書に含められるその他の情報と区別することを求めている。これらの規定に従うためには、IFRSにより要求されるすべての情報を独立した文書に含める必要がある。IAS第34号16A項には、期中財務諸表で開示することが求められる情報が定められており、要求される開示の一部を期中財務報告書の他の部分に表示することが明示的に容認されている。

IAS第34号16A項では、期中財務諸表外の期中報告書の他の部分で情報が開示されている場合、期中財務諸表からこの情報への相互参照が要求されることが明確化されている。さらに、相互参照により組み込まれた情報を、期中財務諸表と同じ条件で同時に入手できるようにすることが要求されている。当グループは、期中財務諸表の注記に要求されているすべての開示を含めているため、この相互参照の問題とは関係がない。しかし、要求されている開示を期中財務報告書の他の部分で開示している企業は、利用者が期中財務諸表と同じ基礎により、同時にこの情報を確実に入手できるようにする必要がある。企業は、たとえば個別に識別可能な見出しを設け、かつ（あるいは）、可能な場合には参照先のページ番号を示すなど、相互参照を期中財務諸表の利用者にとって分かりやすいものとするのが奨励される。

2018年2月28日現在におけるIFRS

本財務諸表記載例では、原則として、基準や基準の改訂に関し、発効日より前に早期適用を行っていない。

本期中要約連結財務諸表は、2018年2月28日現在ですでに公表され、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用される基準に基づき作成されている。2018年1月1日現在で公表済み未発効の基準に関しては、本期中財務諸表には反映されていない。本期中要約連結財務諸表は、基準が公表あるいは改訂されることにより、継続的な更新が必要となる。

本書の利用者は、2018年2月28日から財務諸表の公表承認日までの間における、IFRSの規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。また、典型的な日本企業（3月決算）のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、本期中要約連結財務諸表で適用している新規及び改訂後の基準に留意が必要である。

2018年版期中要約財務諸表記載例に含まれる変更

新しい基準及び解釈指針が発効したことにより、2018年版期中要約財務諸表記載例は2017年版(英語のみ)から変更されている。下記の改訂後の基準は、2018年期中会計期間で初めて適用されるため、適宜、会計方針及びその他の注記の開示が変更されている。

- ▶ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
- ▶ IFRS第9号「金融商品」
- ▶ IFRIC解釈指針第22号「外貨取引と前渡・前受対価」
- ▶ IAS第40号の改訂「投資不動産の振替」
- ▶ IFRS第2号の改訂「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」
- ▶ IFRS第4号の改訂「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」
- ▶ IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂「純損益を通じた公正価値での投資先の測定は、投資ごとに選択できることの明確化」
- ▶ IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂「初度適用企業のための短期的な免除規定の削除」

これらすべての改訂が、当グループの期中要約連結財務諸表に影響を与えるわけではない。当グループが改訂により影響を受ける場合には、その旨と影響が本期中要約連結財務諸表の注記2に記載される。

経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IFRSでは、そのような情報の開示は要求されていないものの、IAS第1号13項では年次報告書に含められる可能性がある項目の概略が示されている。IASBは2010年12月、IFRS実務ステートメント「経営者による説明」を公表した。本実務ステートメントは、IFRSに準拠して作成される財務諸表に関連する経営者のコメントの表示に関する強制力のない広範なフレームワークを提供するものである。企業が本実務ステートメントのガイダンスへの準拠を決定する場合、経営者はどの範囲まで実務ステートメントに準拠したかを説明することが奨励される。本実務ステートメントに準拠したという記載は、全体として準拠した場合にのみ認められる。さらに経営者による説明の内容は、企業が属する国や市場における規則等又は特定の法域に固有の問題を考慮して決定されることが多い。

本期中要約連結財務諸表には、経営者による説明を含めていない。

優良工業株式会社

未監査期中要約連結財務諸表

2018年6月30日

注釈

期中財務報告は通常、年次財務諸表とは異なり監査対象とはならない。期中財務諸表は、レビュー対象となることが多く、レビュー基準の内容は国や地域によって異なる場合がある。IAS 第 34 号では規定されていないが、本期中財務諸表のように期中財務諸表の表題や一部に「未監査」と付すことで、期中財務諸表が未監査であることを説明する実務も存在する。

優良工業株式会社は、日本国で設立された上場企業である。これまで公表していた期中要約財務諸表記載例では、国際レビュー業務基準 (ISRE) 第 2410 号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に準拠して作成された期中要約連結財務諸表に対するレビュー報告書を掲載していた。しかしながら、多くの国や地域では固有の規定や基準に従って報告を行うことが求められている。本稿は、各国・地域における固有の規定の適用に関するガイダンスを提供することを意図するものではないため、本稿には、優良工業株式会社の期中要約財務諸表に対するレビュー報告書の記載例を含めていない。

期中要約連結損益計算書

2018年6月30日に終了する中間会計期間

		2018年	2017年	
		未監査		
		千CU	千CU	
			修正再表示後 (注記2)	
継続事業				
顧客との契約から生じる収益	3	88,465	72,092	IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 1.81A IAS 34.10 IAS 34.20(b)
賃貸収益		770	715	
収益合計	4	89,235	72,807	IAS 1.51(d),(e)
売上原価		(64,628)	(53,596)	IAS 1.51(d),(e) IFRS 15.113(a)
売上総利益		24,607	19,211	IAS 1.82(a) IAS 1.103 IAS 1.85, IAS 1.103
その他の営業収益				
販売費		(9,253)	(7,228)	IAS 1.103
管理費	3, 7	(11,118)	(9,334)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	10, 11, 14	(1,497)	(91)	IAS 1.99, IAS 1.103
営業利益		3,356	4,286	IAS 1.85, IAS 1.BC55-56
金融費用		(1,662)	(436)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融収益		204	166	IAS 1.82(a)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分		366	329	IAS 1.82(c)
継続事業からの税引前中間利益	4	2,264	4,345	IAS 1.85
法人所得税費用	8	(389)	(1,194)	IAS 1.82(d), IAS 12.77A
継続事業からの中間利益		1,875	3,151	IAS 1.85
非継続事業				
非継続事業からの中間利益又は中間損失	6	619	(18)	IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a)
中間利益		2,492	3,133	IAS 1.81A(a)
帰属:				
親会社持分		2,447	3,072	IAS 1.81B(a)(ii)
非支配持分		47	61	IAS 1.81B(a)(i)
		2,494	3,133	
1 株当たり中間利益:				
				IAS 33.66, IAS 34.11
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的 1 株当たり中間利益		CU0.11	CU0.15	IAS 33.69
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後 1 株当たり中間利益		CU0.10	CU0.14	IAS 34.11
継続事業に関する 1 株当たり中間利益:				
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的 1 株当たり中間利益		CU0.08	CU0.15	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後 1 株当たり中間利益		CU0.08	CU0.14	

注釈

IAS 第 1 号 10 項は、主要な財務諸表について、「包括利益計算書」又は「財政状態計算書」などの表題を用いることを推奨している。一方で、企業は「損益計算書」又は「貸借対照表」のような他の表題を使用することも認められる。

期中要約財務諸表は、IAS 第 34 号により最低でも直近の年次財務諸表に掲記された各見出し及び小計が要求される。当グループは、この最低限の項目だけでなく、2017 年の年次財務諸表で表示したすべての表示科目を含めることを選択した。当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を行っていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS 第 34 号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

IAS 第 1 号 99 項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する方法を用いて表示することを要求している。当グループは、年次財務諸表と同様に、費用を機能別分類により表示している。なお、2017 年 12 月 31 日に終了する事業年度の優良工業株式会社の財務諸表記載例には、費用を性質別分類により表示した損益計算書の付録が掲載されている。

IFRS 第 15 号第 113 項(a)では、顧客との契約から生じた収益は、損益計算書において区分して表示されている場合は除き、その他の収益の源泉と区別して開示しなければならないと定めている。本財務諸表記載例では、顧客との契約から生じる収益を損益計算書の表示科目としてその他の収益の源泉と区別して表示することを選択している。

IAS 第 33 号「1 株当たりの利益」第 68 項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後 1 株当たり利益を表示することが求められている。当グループは、非継続事業に関する他の開示とともに、この情報を注記 6 に記載し、継続事業の 1 株当たり利益に関する情報は損益計算書の本体で開示している。

当グループは営業利益を損益計算書に表示しているが、これは IAS 第 1 号で要求されている表示項目ではない。しかしながら、営業利益を表示する場合には、財務諸表を理解する上で、企業は表示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものとなるようにしなければならない。

期中要約連結財務諸表は、監査対象ではない。当グループは、各財務諸表の本体に「未監査」と付している。これはベスト・プラクティスと考えられるが、IFRS で要求されるものではない。

IAS 第 1 号 82 項(c)では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することが求められている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して単一の表示項目としている。適切と判断された場合には、代替的に、関連会社に対する持分とジョイント・ベンチャーに対する持分を別個に表示することもできる。別個に表示する場合には、それらの小計を損益計算書の本体で独立掲記しなければならない。

IAS 第 1 号第 82 項(ba)では、損益計算書において IFRS 第 9 号に従って算定された減損損失(減損損失の戻入れ及び減損利得を含む)を表す表示科目を含めなければならないと定めている。当グループは、IFRS 第 9 号に従って算定した減損損失は、金額が重要でないことから損益計算書において区分して表示していない。

期中要約連結包括利益計算書

6月30日に終了する中間会計期間

注記	2018年	2017年	
	未監査		
	千CU	千CU	
		修正再表示後 (注記2)	
中間利益	2,494	3,133	IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.51(c) IAS 1.81A IAS 34.10 IAS 34.20(b) IAS 1.90 IAS 1.51(d)(e) IAS 12.61A
その他の包括利益			IAS 1.81A(a) IAS 1.82A
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得	192	90	IAS21.32
在外営業活動体の換算差額	(205)	(96)	IAS 21.52(b)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	9	28	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る利得	9	16	IFRS7.20(a)(viii)
関連会社に係るその他の包括利益に対する持分	9	(10)	IAS 1.82A(b)
純損益に振替えられる可能性のある税引後その他の包括利益	(7)	79	IAS 1.82A
純損益に紐替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に係る損失	(182)	(17)	IFRS 7.20(a)(vii)
確定給付制度の再測定に係る利得又は損失	(19)	132	IAS 19.120(c) IAS 19.122
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	-	592	IAS 16.39
関連会社に係るその他の包括利益に対する持分	10	-	IAS 1.82A(b)
純損益に振替えられることのない税引後その他の包括利益	(191)	707	IAS 1.82A
税引後その他の包括利益	(198)	786	IAS 1.81A(b)
中間包括利益合計	2,296	3,919	IAS 1.81A(c)
帰属:			
親会社持分	2,249	3,858	IAS 1.81B(b)(ii)
非支配持分	47	61	IAS 1.81B(b)(i)
	2,296	3,919	

注釈

当グループは年次財務諸表において、純損益とその他の包括利益を結合した1計算書方式による包括利益計算書ではなく、これらの計算書を別個に作成する2計算書方式による表示を選択している。この選択は会計方針の選択である。当グループは、年次財務諸表と同様に、中間純損益及びその他の包括利益計算書を2計算書方式により表示している。

当グループは、年次財務諸表において関連する税効果控除後の金額でその他の包括利益を表示しているため、期中財務諸表においても同様の表示を行っている。当グループは、IAS第34号で要求されていないが、組替調整額ならびに当期利得及び損失を表示するために、追加の情報を注記9で開示している。当グループが表示方法を変更する場合には、包括利益計算書において関連する税効果控除前の金額でその他の包括利益の各項目を表示するとともに、各項目に関連する法人所得税も表示される。なお、関連する法人所得税については、合計金額を包括利益計算書で表示し、その内訳を注記で開示することも認められている(IAS第1号第90項から第91項)。

IAS第1号82A項は、所定の条件が満たされたときに純損益に振替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられることのない項目を区分して、包括利益計算書の本体に表示することを要求している。IAS第1号82A項と適用ガイダンスでは、持分法適用関連会社及びジョイント・ベンチャーにおけるその他の包括利益項目に対する持分を、純損益に振り替えられる可能性のある項目とない項目に区分し、それぞれについて単一の表示項目として集約して表示する必要があることが明確化されている。当グループの関連会社は、2018年6月30日時点において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(FVOCI)金融資産及び再評価モデルで会計処理される事務所建物を日本国に所有している。したがって、当グループは、関連会社に係るその他の包括利益項目を、要約連結包括利益計算書において表示科目を2つに区分している。

期中要約連結財政状態計算書

		2018年6月30日 現在	2017年12月31日 現在	IAS 1.10(a),(f) IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.10 IAS 34.20(a)
		未監査		
		千CU	千CU	
資産				
非流動資産				
有形固定資産	10	39,056	32,979	IAS 1.51(d),(e) IAS 1.60
投資不動産		8,951	8,893	IAS 1.54(a)
無形資産		4,990	6,019	IAS 1.54(b)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資		3,526	3,160	IAS 1.54(c)
非流動金融資産	12	5,596	6,425	IAS 1.54(e)
繰延税金資産		555	383	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
		<u>62,674</u>	<u>57,859</u>	IAS 1.54(o), IAS 1.56
流動資産				
棚卸資産	11	23,064	22,928	IAS 1.60, IAS 1.66
返品資産		1,161	929	IAS 1.54(g)
営業債権及びその他の債権		22,424	20,722	IFRS 15.B21
契約資産		4,598	4,180	IAS 1.54(h), IFRS 15.105
前払金		208	244	IFRS 15,105
その他の流動金融資産	12	421	551	IAS 1.55
現金及び短期性預金	13	15,819	17,114	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
		<u>67,695</u>	<u>66,668</u>	IAS 1.54(i)
売却目的で保有する資産	6	–	13,215	IAS 1.54(j), IFRS 5.38
		<u>67,695</u>	<u>79,883</u>	
資産合計		130,369	137,742	
資本及び負債				
資本				
資本金		21,888	21,888	IAS 1.54(r), IAS 1.78(e)
株式払込剰余金		4,780	4,780	
自己株式		(508)	(508)	
その他の資本剰余金		1,374	1,171	
利益剰余金		33,353	31,926	
その他の資本の構成要素		(840)	(621)	
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金	6	–	46	
親会社株主に帰属する持分		60,047	58,682	
非支配持分		2,162	2,127	IAS 1.54(q)
資本合計		62,209	60,809	
非流動負債				
借入金	12	21,259	20,346	IAS 1.60
その他の非流動金融負債	12	806	806	IAS 1.54(m)
引当金	14	1,551	1,892	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
政府補助金		2,164	3,300	IAS 1.54(l)
契約負債		605	429	IAS 20.24
退職後給付に係る負債		2,972	3,050	IFRS 15.105
繰延税金負債		3,253	2,214	IAS 1.55, IAS 1.78(d)
		<u>33,610</u>	<u>32,037</u>	IAS 1.54(o), IAS 1.56
流動負債				
営業債務及びその他の債務		20,162	14,746	IAS 1.60, IAS 1.69
契約負債		5,485	5,336	IAS 1.54(k)
返金負債		1,528	1,340	IFRS 15.105
利付ローン及び借入金	12	2,381	2,460	IFRS 15.B21
その他の流動金融負債	5, 12	1,894	3,040	IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g)
政府補助金		80	149	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
未払法人所得税		3,337	3,511	IAS 1.55, IAS 20.24
未払配当金	18	–	410	IAS 1.54(n)
引当金	14	683	850	IAS 1.54(n)
		<u>35,890</u>	<u>31,842</u>	
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	5	–	13,054	IAS 1.54(p), IFRS 5.38
		<u>35,890</u>	<u>44,896</u>	
負債合計		68,160	76,933	
資本及び負債の合計		130,369	137,742	

注釈

IAS 第 1 号 54 項(e)は、重要性がある場合には財政状態計算書において、持分法で会計処理される投資を個別の表示科目として表示することを求めている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資を合算して単一の表示科目としている。適切と判断された場合には、代わりに、関連会社に対する投資とジョイント・ベンチャーに対する投資を別個に表示することもできる。

当グループは、年次財務諸表と同様に、流動資産と非流動資産及び流動負債と非流動負債を、期中要約連結財政状態計算書において区分して表示している。IAS 第 1 号 60 項では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より目的適合性が高い情報を提供する場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示することが認められている。

IAS 第 1 号 10 項(f)及び IAS 第 1 号 40A 項に基づく、会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替えを行った場合で、かつ、それらの変更が財政状態計算書に重要な影響を及ぼす場合には、開始財政状態計算書(第 3 の貸借対照表)を表示する必要がある。ただし、IAS 第 1 号 40C 項によれば、この第 3 の貸借対照表に関連する注記の開示は求められておらず、同様に純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、ならびにキャッシュ・フロー計算書についても追加的な表示は求められていない。IAS 第 34 号 9 項に基づき完全な 1 組の財務諸表を表示する場合以外は、期中財務諸表において第 3 の貸借対照表を表示することは求められない。よって、当グループは IAS 第 34 号 8 項で定義される要約形式を適用しているため、当中間会計期間に遡及的修正再表示を行っていたとしても(注記 2 参照)、第 3 の貸借対照表を含めることは求められない。一方で、期中要約財務諸表において、遡及的修正再表示の影響を説明することが有用であると考えられる場合には、第 3 の貸借対照表を任意で追加的に表示することができる。

当グループは、新たな会計基準の適用に伴い当期中会計期間において遡及的に修正再表示を行っている。期中財務諸表(2018 年 6 月 30 日)とともに表示されている当グループ前年度の要約連結財政状態計算書(2017 年 12 月 31 日)には、新たな会計方針の遡及適用が反映されている。要約連結財政状態計算書の金額は、当グループの会計監査人により監査された 2017 年の年次財務諸表の金額と異なるため、2017 年 12 月 31 日現在の要約連結財政状態計算書の本体に「未監査」と付されている。一方、優良工業株式会社が、前年度の監査済財務諸表を修正して規制当局に提出し、監査人が当該財務諸表に対して意見を表明した場合には、当該財政状態計算書に「未監査」と付すことは適切ではないであろう。

IFRS 第 15 号第 105 項では、財政状態計算書において以下の項目を区分表示しなければならないと定めている。

- (i) 契約資産(すでに顧客に移転した財又はサービスと交換に、企業が対価を受け取る権利)
- (ii) 契約負債(企業が顧客に財又はサービスを移転する義務であり、企業が顧客から受け取っているもの(もしくは対価の支払期日が到来しているもの))
- (iii) 債権(対価に対する企業の権利のうち無条件のもの(対価の支払期限が到来するまでに、時の経過のみが要求される場合))

当グループは、上記の項目を IFRS 第 15 号の用語を用いて財政状態計算書に区分して表示している。IFRS 第 15 号は、他の名称を使用することも認めているが、その場合には、財務諸表利用者が、対価を受領する無条件の権利(債権)と対価を受領する条件付権利(契約資産)を明確に区別できるように十分な情報を開示しなければならない。

IFRS 第 15 号 B21 項は、返品権付きの製品の移転(及び返金条件付きで提供される一部のサービス)を会計処理するために、以下のすべてを認識しなければならないと定めている。

- (a) 移転した製品について、企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額での収益(したがって、返品が見込まれる製品については収益を認識しない)
- (b) 返金負債
- (c) 返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利に係る資産(及び対応する売上原価の修正)

IFRS 第 15 号では、返品資産は自己所有の棚卸資産とは区別して減損テストを実施するとともに、別個に表示することが求められている。また、返金負債は対応する資産とは区別して(純額ではなく総額で)表示することが求められる。当グループは、「返品資産」と「返金負債」を財政状態計算書において区分して表示している。

期中要約連結持分変動計算書

2018年6月30日に終了する中間会計期間

	親会社株主に帰属する持分											IAS 1.10(c) IAS 1.49(c) IAS 1.51(b)(c) IAS 34.10 IAS 34.20(c) IAS 1.106(d) IAS 1.51(d)(e)	
	資本金	株式払込 剰余金	自己株式	その他の 資本剰余金	利益 剰余金	キャッシュ フロー ヘッジ	FVOCI 金融資産に 係る公正価 値剰余金	為替換算 差額	再評価差額金	売却目的で保有 する処分グル ープに係る剰余金	合計		非支配持分
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
2018年1月1日現在 (未監査)	21,888	4,780	(508)	1,171	31,926	(580)	(114)	(469)	542	46	58,682	2,127	60,809
中間利益	-	-	-	-	2,447	-	-	-	-	-	2,447	47	2,494
その他の包括利益	-	-	-	-	(19)	-	(176)	(13)	10	-	(198)	-	(198)
中間包括利益合計	-	-	-	-	2,428	-	(176)	(13)	10	-	2,249	47	2,296
日本国に所在するオフィス 用不動産に関する減価償 却振替額	-	-	-	-	40	-	-	-	(40)	-	-	-	-
株式報酬(注記15)	-	-	-	203	-	-	-	-	-	-	203	-	203
配当金(注記17)	-	-	-	-	(1,087)	-	-	-	-	-	(1,087)	-	(1,087)
非支配持分への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)	(12)
売却目的で保有する処分 グループに係る剰余金の 振替	-	-	-	-	46	-	-	-	-	(46)	-	-	-
2018年6月30日現在 (未監査)	21,888	4,780	(508)	1,374	33,353	(580)	(290)	(482)	512	-	60,047	2,162	62,209

期中要約連結持分変動計算書

2017年6月30日に終了する中間会計期間

IAS 1.51(b)(c)
IAS 1.10(c)
IAS 34.10
IAS 34.20(c)
IAS 1.49
IAS 1.106(d)

親会社株主に帰属する持分

	資本金	株式払込 剰余金	自己株式	その他の 資本剰余金	利益 剰余金	キャッシュ フロー ヘッジ	FVOCI 金融資産に 係る公正価 値剰余金	為替換算 差額	再評価差額金	合計	非支配持分	資本合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	IAS 1.51(d)(e)
2017年1月1日現在													
修正再表示後(注記2)	19,388	80	(654)	864	26,135	(245)	2	(444)	-	45,126	457	48,841	
中間利益	-	-	-	-	3,072	-	-	-	-	3,072	61	3,133	IAS 1.106(d)(i)
その他の包括利益	-	-	-	-	132	28	40	(6)	592	786	-	786	IAS 1.106(d)(ii)
中間包括利益合計	-	-	-	-	3,204	28	40	(6)	592	3,858	61	3,919	IAS 1.106(a)
日本国に所在するオフィス用 不動産に関する減価償却振 替額	-	-	-	-	40	-	-	-	(40)	-	-	-	IAS 1.96
株式の発行	2,500	4,703	-	-	-	-	-	-	-	7,203	-	7,203	IAS 1.106(d)(iii)
取引費用	-	(32)	-	-	-	-	-	-	-	(32)	-	(32)	IAS 32.39, IAS 1.109
株式報酬(注記15)	-	-	-	150	-	-	-	-	-	150	-	150	IAS 1.106(d)(iii) IFRS 2.50
配当金(注記18)	-	-	-	-	(1,082)	-	-	-	-	(1,082)	-	(1,082)	IAS 1.107
非支配持分への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)	IAS 1.106(d)(iii)
子会社の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,547	1,547	IAS 1.106(d)(iii)
2017年6月30日現在 (未監査)	21,888	4,751	(654)	1,014	28,297	(217)	42	(450)	552	55,223	2,045	57,268	

注釈

持分決済型の株式報酬取引について、IFRS 第 2 号 7 項は、商品又はサービスを受領したときに資本の増加を認識することを要求している。一方で IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」は、資本のいずれの項目として認識すべきかについては明らかにしていないため、当グループはその他の資本剰余金の増加として認識している。IAS 第 32 号 35 項は、資本取引に係る費用については資本からの控除として会計処理することを要求している。一方で、資本のいずれの項目として認識すべきかについては、明らかにしていない。当グループは、資本準備金の減少として認識することを選択した。

IAS 第 1 号 106 項(d)によれば、純損益、その他の包括利益、所有者との取引から生じる変動を個別に開示した、期首と期末の帳簿価額の調整表を資本の各内訳項目について表示しなければならない。当グループは、当該調整表において、その他の包括利益の内訳項目を個別に表示している。一方で、その他の包括利益を資本の単一の内訳項目として表示することもできる。

IAS 第 1 号 106A 項は、持分変動計算書又は注記のいずれかで、その他の包括利益の項目別の分析を表示することを求めている。しかし、IAS 第 34 号はこの追加情報を要求していない。当グループは、財務諸表を理解する上で重要となる表示科目に関し、注記 9 で追加情報を提供している(金額の重要性の観点からすると、注記 9 の開示を行う必要性について議論の余地はあるが、財務諸表記載例の目的から開示を行っている)。当グループは、重要性がないと判断した項目に関して、追加情報は有用でない結論付けた。

「再評価差額金」及び「FVOCI 金融資産に係る公正価値剰余金」の欄に表示している金額には、日本国に所在するオフィス用不動産及び FVOCI 金融資産の再測定に関連するものであり、関連会社に係るその他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS 第 1 号は、持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分を、「純損益に振り替えられる可能性のある項目」と「純損益に振り替えられる可能性のない項目」を区分し、単一の表示科目として合算して表示しなければならないと定めているが、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」、IAS 第 1 号及び IFRS 第 12 号は、いずれも持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS 第 1 号の適用ガイダンスには、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。有形固定資産の利得累計額が投資者の再評価剰余金に含められる設例が載っている。優良工業株式会社グループは、関連会社のその他の包括利益項目の累計額に関しては同様の表示方法を適用している。しかし、最新の IFRS はこの点について具体的な規定を定めておらず、その他の表示アプローチもまた認められる。

期中要約連結キャッシュ・フロー計算書

6月30日に終了する中間会計期間

注記	2018年		2017年		IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.20(d) IAS 1.10(d) IAS 1.51(d),(e) IAS 7.10, IAS 7.18(b) IAS 7.20(b) IAS 7.20(c) IAS 7.20(c) IAS 7.20(a) IAS 7.12 IAS 7.31 IAS 7.31 IAS 7.35 IAS 7.10, IAS 7.21 IAS 7.16(b) IAS 7.39 IAS 7.16(a) IAS 7.39 IAS 7.16, IAS 7.39, IAS 7.12 IAS 7.16(f) IAS 7.16(g) IAS 7.16(e) IAS 7.10, IAS 7.21 IAS 7.17(c) IAS 7.17(d) IAS 7.17(a) IAS 7.31 IFRS 12.B10(a) IAS 7.28 IAS 7.45
	未監査		修正再表示(注記2)		
	千CU	千CU	千CU	千CU	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
継続事業からの税引前利益		2,264	4,345		
非継続事業からの税引前利益又は損失	6	890	(30)		
税引前利益		3,154	4,315		
税引前利益を正味キャッシュ・フローへの調整					
有形固定資産の減価償却及び減損損失		1,282	1,449		
無形資産の償却費及び減損損失		1,614	70		
条件付対価の公正価値への調整額	12	53	-		
投資不動産の公正価値への調整額		(58)	-		
株式報酬費用	15	203	150		
有形固定資産処分益	10	(53)	(5)		
非継続事業処分益	6	(885)	-		
リストラクチャリング引当金の戻入れ	14	(266)	-		
金融収益		(204)	(166)		
金融費用		1,662	436		
その他の費用	11	700	567		
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純利益に対する持分		(366)	(329)		
引当金、年金及び政府補助金の増減		(1,047)	(252)		
為替換算差額		303	(283)		
運転資本に関する調整					
営業債権及びその他の債権、契約資産、並びに前払金の増加		(321)	(2,147)		
棚卸資産及び返品資産の増減		(107)	1,312		
営業債務及びその他の債務、契約負債、並びに返金負債の増加		4,826	1,797		
		11,012	6,914		
企業結合における条件付対価の支払額	12	(411)	-		
受取利息		250	319		
支払利息		(596)	(424)		
法人所得税の支払額		(774)	(846)		
営業活動からの正味キャッシュ・フロー		8,959	5,963		
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の売却による収入	10	1,352	1,415		
非継続事業の処分による収入	6	515	-		
有形固定資産の取得による支出	10	(4,087)	(1,320)		
子会社の取得による支出	5	(5,929)	(370)		
企業結合における条件付対価の支払額	12	(714)	-		
手形貸付金の回収による収入	12	1,100	-		
為替予約契約による支出		(1,061)	-		
関連会社に対する貸付けによる支出		(50)	-		
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(8,87)	(275)		
財務活動によるキャッシュ・フロー					
借入による収入	12	1,270	2,271		
借入金の返済による支出	12	(1,253)	(108)		
株式発行費		-	(32)		
親会社株主への現金配当の支払額	18	(1,497)	(1,082)		
非支配持分への現金配当の支払額	18	(12)	(20)		
財務活動(に使用された)/からの正味キャッシュ・フロー		(1,492)	1,029		
現金及び現金同等物の正味増減額		(1,407)	6,717		
為替変動による影響		(373)	266		
1月1日現在の現金及び現金同等物		16,699	8,024		
6月30日現在の現金及び現金同等物	13	14,919	15,008		

注釈

IAS 第 7 号 18 項は、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法又は間接法のいずれかを使用して報告することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。2017 年 12 月 31 日に終了する事業年度の優良工業株式会社の財務諸表記載例には、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の付録が掲載されている。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動からの正味キャッシュ・フローを作成した。しかし、IAS 第 7 号では税引後利益から調整を行うことも容認されている。

IAS 第 7 号は、支払利息を営業活動又は財務活動として、受取利息を営業活動又は投資活動として、その企業にとって適切と考えられる方法を用いて表示することを容認している。当グループは、支払利息は事業の運営コストに直接関連するため、営業活動によるキャッシュ・フローに分類している。また、受取利息は営業活動に分類している。

期中要約連結財務諸表注記の目次

1. 企業情報	19
2. 作成の基礎及び会計方針の変更	19
3. 顧客との契約から生じる収益	31
4. セグメント情報	33
5. 企業結合	35
6. 非継続事業	37
7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト	38
8. 法人所得税	39
9. その他の包括利益の構成要素	39
10. 有形固定資産	40
11. 棚卸資産	41
12. 金融資産及び金融負債	41
13. 現金及び短期性預金	53
14. リストラクチャリング引当金の戻入れ	53
15. 株式報酬	53
16. コミットメント及び偶発事象	54
17. 関連当事者についての開示	54
18. 利益分配の実施及び分配案	55
19. 後発事象	55

期中要約連結財務諸表の注記

1. 企業情報

優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2018年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表は、2018年8月10日の取締役会決議により承認されています。

IAS 10.17

優良工業株式会社(当社)は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区内幸通り新日本ビルです。当グループの主要な活動は、防火設備、電子機器や電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です。

IAS 1.138(a)
IAS 1.138(b)

注釈

IAS 第 34 号には、IAS 第 1 号において完全な 1 組の財務諸表が求められているように、期中要約財務諸表に企業情報を含める明示的な規定は定められていない。ただし、報告企業とその事業に特有の情報を提供するために、そうした情報を開示することは適切な実務である。

2. 作成の基礎及び会計方針の変更

2.1. 作成の基礎

IAS 34.19

2018年6月30日に終了する中間会計期間の期中要約連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に基づき作成されています。

期中要約連結財務諸表には、年次財務諸表で要求される情報及び開示のすべては含まれておらず、当グループの2017年12月31日現在の年次連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

注釈

IAS 第 34 号 19 項では、期中財務報告書が IFRS のすべての要求事項に従ったものでない限り、IFRS に準拠していると記述してはならないと明確に述べられている。これらの期中要約連結財務諸表において、当グループは IFRS ではなく、IAS 第 34 号の規定に準拠していると述べている。IFRS のすべての規定に準拠した完全な 1 組の期中財務諸表が提供される場合に、IAS 第 34 号に加え、IASB によって公表された IFRS に準拠している旨を記載できる場合がある。

2.2. 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂

IAS 34.16A(a)

期中要約連結財務諸表の作成において適用した会計方針は、2018年1月1日に発効した新たな基準書及び解釈指針の適用を除き、当グループの2017年12月31日終了事業年度の年次連結財務諸表の作成時に従った会計方針と同じです。当グループは、公表済みであるが未発効の基準、解釈指針、及び基準等の改訂を早期適用していません。

当グループは、はじめてIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号「金融商品」を適用し、従前の財務諸表を修正再表示しています。各基準の適用に伴う影響は、IAS第34号の規定に従い以下に開示しています。

なお、2018年よりはじめて適用される他の基準等の改訂及び解釈指針については、当グループの期中要約連結財務諸表への重要な影響はありません。

注釈

当グループは、期中要約連結財務諸表の作成及び表示を行っている。IAS 第 34 号では、「会計方針の変更の内容及び影響の説明」ならびに「過年度に報告された見積金額に関する変更の内容及び金額」の開示を求めているが、IAS 第 8 号第 28 項で定められている新たな IFRS の適用開始に伴う開示は求めている。ただし、本財務諸表記載例では IAS 第 34 号第 16A 項(a)の規定を満たすための一つの方法として、IAS 第 8 号第 28 項で定められている開示を行っている。これには、開示例を示す目的上、当グループにとって重要でない会計方針の変更も含まれている。企業は、開示すべき項目を評価するために判断が求められる。たとえば、直近の年次財務諸表において、新たな会計基準の適用に伴う潜在的な影響が既に開示されている場合には、それほど詳細な開示でなくとも十分となる可能性がある。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS 34.16A(a),(d)
IAS 8.28

IFRS第15号は、IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」及び関連する解釈指針を置き換えるものであり、他の基準書が適用される契約である場合を除き、顧客との契約から生じるすべての収益に適用されます。同基準書は、顧客との契約から生じる収益を会計処理するために5ステップ・モデルを定めています。IFRS第15号では、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識します。

IFRS第15号は、本モデルの各ステップを顧客との契約に対して適用する際に、関連するすべての事実及び状況を考慮に入れて、判断を行使することを求めています。また、同基準書は、契約獲得コスト及び契約履行コストに関する会計処理も定めています。

当グループは、IFRS第15号を完全遡及適用しており、その影響は以下のとおりです。

IFRS 15.C3(a)

注釈

当グループは、完全遡及適用アプローチを用いて IFRS 第 15 号を適用しているが、当該アプローチの下で認められている実務上の便法 (IFRS 第 15 号第 C5 項) はいずれも適用していない。

企業は、修正遡及適用アプローチを用いて IFRS 第 15 号を適用することも可能であり (IFRS 第 15 号第 C3 項(b))、当該アプローチに関するガイダンスは付録 A を参照されたい。

2017年12月31日時点の財政状態計算書への影響(()は資本の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
資産		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(g)	(20)
非流動資産合計		(20)
棚卸資産	(a.i)	(834)
返品資産	(a.i)	929
営業債権及びその他の債権	(b)	(4,180)
契約資産	(b)	4,180
売却目的で保有する資産	(g)	12
流動資産合計		107
資産合計		87
資本		
利益剰余金		(908)
その他の資本の構成要素		26
非支配持分		(251)
資本合計		(1,133)
負債		
契約負債 (非流動)	(a.iii),(b),(c),(d)	429
繰延収益 (非流動)	(a.iii),(b),(c),(d)	(459)
繰延税金負債	(g)	(484)
非流動負債合計		(514)
営業債務及びその他の債務	(a.i)	(4,330)
契約負債 (流動)	(a.i),(a.ii),(a.iii),(b),(c),(d)	5,336
返金負債	(a.i)	1,340
繰延収益 (流動)	(a.iii),(b),(c),(d)	(588)
引当金	(a.ii)	(58)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(g)	34
流動負債合計		1,734
負債合計		1,220

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書への影響(()は利益の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
顧客との契約から生じた収益	(a.i),(a.ii),(a.iii),(b),(e)	(2,136)
売上原価	(a.i),(a.ii),(e)	1,619
金融費用	(d)	(12)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純利益に対する持分	(g)	(5)
法人所得税費用	(g)	161
非継続事業からの税引後損失	(g)	(2)
中間利益に対する影響		(375)
帰属:		
親会社持分		(274)
非支配持分		(101)

2017年6月30日に終了する中間会計期間におけるその他の包括利益への影響(()はその他の包括利益の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
在外営業活動体の換算差額	(g)	9
その他の包括利益に対する影響		9

キャッシュ・フロー計算書への重要な影響はありません。基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益への影響は以下のとおりです。 IAS 8.28(f)

親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり中間利益	(€0.01)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり中間利益	(€0.01)

注釈

IFRS 第 15 号の適用により、企業のキャッシュ・フローならびに現金及び現金同等物が変動することはないが、貸借対照表の表示に与える影響によって、間接的にキャッシュ・フロー計算書の表示に影響を及ぼす可能性がある。

IFRS 第 8 号第 28 項(f)で要求される IFRS 第 15 号の適用による当期への影響に関する開示については、IFRS 第 15 号 C4 項の移行措置に従い開示していない。

当グループは、防火設備及びエレクトロニクス製品の販売ならびに据付サービスの提供に関する事業を行っています。設備・製品及びサービスは、別個の顧客との契約においてそれぞれ販売される場合もあれば、これらを一つのパッケージとしてまとめて販売する場合もあります。

(a) 物品の販売

当グループにおける顧客との設備の販売契約は、通常は単一の履行義務として識別されています。設備の販売から生じる収益は、資産の支配が顧客に移転された時点で認識され、当グループでは、通常は設備の引渡時点で収益は認識されると判断しています。したがって、IFRS第15号の適用により、収益の認識時期に影響はありません。なお、認識される収益の金額に与える影響は、以下のとおりです。

(i) 変動対価

IFRS 15.50-59

一部の設備の販売契約では、顧客に返品権や数量リベートを提供する場合があります。IFRS第15号の適用前においては、当グループは、物品の販売から生じる収益を、返品及び数量リベートを控除後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値で認識していました。収益が信頼性をもって測定できない場合には、不確実性が解消されるまで収益認識を繰り延べていました。

IFRS第15号においては、返品権及び数量リベートは変動対価に該当します。変動対価は契約の締結時点で見積られ、当該対価に関する不確実性が事後的に解消されるまで制限されます。変動対価に係る制限の適用に伴い、繰り延べられる収益の額が増加しています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

▶ 返品権

IFRS 15.B20

当グループは、顧客との契約において一定期間内の返品権が定められている場合には、これまでIFRS第15号の期待値法に類似する確率加重平均金額による方法を用いて予想される返品を見積もっていました。IFRS第15号の適用前においては、予想される返品に対応する収益の金額を繰り延べ、財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に計上し、対応する調整は「売上原価」で認識するとともに、返品が予想される物品の当初帳簿価額は「棚卸資産」に計上していました。

IFRS第15号においては、契約により顧客に返品が認められているため、顧客から受領する対価は変動することになります。当グループは、返品が見込まれる製品の見積もりの際に、当グループが権利を得ると見込んでいる変動対価の金額を最も適切に予測できると考えられる期待値法を使用しています。また、取引価格に含まれる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関するIFRS第15号の規定を適用しています。当グループは、返金負債と顧客から製品を回収する権利に係る資産を財政状態計算書において区分して表示しています。当グループは、IFRS第15号の適用開始に伴い返品権に係る引当額を「営業債務」から「返金負債」に、関連する返品資産を「棚卸資産」から「返品資産」に表示組替を行っています。なお、「返金負債」及び「返品資産」に関して追加で認識した金額は、「利益剰余金」で調整しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「返品資産」及び「返金負債」がそれぞれ929千CU及び1,340千CU認識される一方、「営業債務」、「棚卸資産」及び「利益剰余金」がそれぞれ1,215千CU、834千CU及び30千CU減少しています。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」及び「売上原価」がそれぞれ54千CU及び45千CU減少しています。

▶ 数量リポート

当グループのエレクトロニクス部門では、特定の期間において顧客による製品購入数量が契約に定められた一定の目標値を越えた場合、顧客が購入したすべての製品に関して遡及して顧客に数量リポートを支払っています。当該リポートは、しばしば顧客による将来の購入に関して顧客が負うことになる債務に充当されます。IFRS第15号の適用前においては、当該リポートは確率加重平均金額による方法を用いて見積っており、「営業債務及びその他の債務」に計上しておりました。

IFRS第15号においては、遡及的な数量リポートは変動対価に該当します。当グループが権利を得ると見込む変動対価を見積る際に、当グループは、単一の数量目標値のみが定められている契約については、最頻値法を適用しています。一方、複数の数量目標値が定められている契約については、期待値法を適用しています。当該方法は、変動対価の金額を最も適切に予測するために、主として契約に含まれる数量目標値に基づいています。また、変動対価の見積りの制限に関する規定を適用しています。当グループは、IFRS第15号の適用開始に伴い将来に予想されるリポートを「契約負債」として認識するとともに、「営業債務」の認識を中止し、その差額については「利益剰余金」を調整しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約負債(流動)」が4,904千CU認識されるとともに、「営業債務」及び「利益剰余金」がそれぞれ3,115千CU及び1,789千CU減少しています。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」が592千CU減少しています。

(ii) 製品保証

IFRS 15.B28-
B33

当グループは、法令に従って製品の販売時点で存在していた不具合の一般的な修理に関する製品保証を行っています。したがって、ほとんどの製品保証は、IFRS第15号において品質保証型の製品保証であるため、IFRS第15号の適用前における会計処理と同様に、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理を行っています。ただし、当グループは、例外として一部の契約において、1年間の延長保証を提供しており、IFRS第15号の適用前においては、当該取引をIAS第37号に基づき会計処理していました。IFRS第15号においては、当該延長保証はサービス型の製品保証として会計処理するため、独立した履行義務として相対的な独立販売価格に基づき取引価格の一部を配分しています。収益は、時間の経過に応じて一定期間にわたり事後的に認識しています。当グループは、IFRS第15号の適用に伴い未履行の延長保証に関して契約負債を認識するとともに、従前に認識していた「引当金(流動)」の認識を中止し、その差額については「利益剰余金」を調整しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約負債(流動)」が60千CU認識されるとともに、「引当金(流動)」及び「利益剰余金」がそれぞれ58千CU及び2千CU減少しています。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」及び「販売原価」がそれぞれ592千CU及び26千CU減少しています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

(iii) ロイヤルティ・ポイント・プログラム

IFRS 15.B39

当グループのエレクトロニクス部門は、ロイヤルティ・ポイント・プログラム「グッドポイント制度」を導入しており、顧客が当グループの販売店で製品を購入した場合にポイントを付与しています。一定数のポイントが貯まった場合には、ポイントが無償で製品に交換できます。IFRS第15号の適用前においては、当グループが提供しているロイヤルティ・ポイント・プログラムは、発行されたポイントの公正価値を用いて取引価格の一部をロイヤルティ・ポイント・プログラムに配分し、発行済みで未交換又は未失効のポイントに関する繰延収益を認識していました。IFRS第15号においては、当該ロイヤルティ・ポイントは、顧客に重要な権利を与えるものであるため、別個の履行義務を生じさせると判断しており、取引価格の一部を相対的な独立販売価格に基づいて顧客に付与されたロイヤルティ・ポイントに配分しています。当グループは、相対的な独立販売価格を考慮し、ロイヤルティ・プログラムに配分される金額が、従前の会計方針と比較して低くなると判断しています。ロイヤルティ・ポイント・プログラムに関する「繰延収益」は「契約負債」に組み替えており、差額については「利益剰余金」で調整しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約負債(流動)」及び「契約負債(非流動)」がそれぞれ202千CU及び166千CU認識される一方、「繰延収益(流動)」及び「繰延収益(非流動)」がそれぞれ220千CU及び196千CU減少し、その結果「利益剰余金」が48千CU認識されています。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」が8千CU増加しています。

(b) サービスの提供

IFRS 15.22

当グループの防火部門は据付サービスを提供しています。当該サービスは、単独で販売される場合もあれば、設備と一緒に販売される場合もあります。据付サービスは、他の業者も実施することができ、防火設備の大幅な改変及びカスタマイズは行われません。

IFRS第15号の適用前においては、当グループは、設備の販売と据付サービスのセット販売をそれぞれ別個に会計処理し、請求金額に基づき収益を認識していました。

IFRS第15号においては、当グループは、設備の販売と据付サービスの提供に関する約定は区別され得るものであり、かつ区分して識別できることから、当該セット販売契約には2つの履行義務が存在すると判断しました。

設備の販売と据付サービスの相対的な独立販売価格に基づき契約対価の配分を見直したことにより、据付サービスに配分された金額が減少しています。したがって、当グループは「繰延収益」を減額し、対応する金額を「利益剰余金」で調整しています。また、未だ据付サービスが提供されていない金額を表す「繰延収益」については、「契約負債」に組み替えています。

IFRS第15号の適用前においては、当グループは、サービスの提供に関する予想される労働時間数の合計に対する実際の労働時間数の割合に基づき、収益を認識していました。また、据付サービスの完了を条件として対価の合計金額を受領する場合であっても、「営業債権」として認識していました。

IFRS第15号においては、顧客は、当グループが提供する便益を受け取ると同時に消費していることから、据付サービスに係る収益は、従前の会計方針と同様に、サービスの完全な充足に向けた進捗度を測定するためにインプット法を用いて、引き続き一定期間にわたり収益が認識されると判断しました。一方、防火設備の販売に係る収益は、引き続き設備の引渡時点で認識されます。また、IFRS第15号では、条件付で得られる対価は、「債権」でなく「契約資産」として認識しなければならないため、当グループは、IFRS第15号の適用開始に伴い「営業債権」から「契約資産」へ表示組替を行っています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約資産」が4,180千CU認識される一方、「営業債権」が4,180千CU減少しました。また、「契約負債(流動)」及び「契約負債(非流動)」がそれぞれ55千CU及び30千CU認識される一方、「繰延収益(流動)」及び「繰延収益(非流動)」がそれぞれ285千CU及び30千CU減少しました。その結果、

「利益剰余金」が230千CU認識されています。2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」が77千CU増加しています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

(c) 顧客から受領する設備

IFRS 15.66

当グループは、顧客に販売される防火設備の製造過程に必要な金型及びその他の設備を一部の顧客から受領しています。IFRS第15号の適用前においては、設備を受領した時点で有形固定資産として公正価値で認識するとともに繰延収益を同額増加させていました。IFRS第15号においては、顧客から受領した又は受領が見込まれる非現金対価の公正価値を取引価格に含めます。顧客から受領した設備は今後受領時に公正価値で測定され防火設備の取引価格に含められることから、当グループは、IFRS第15号の適用が当該取引の会計処理に重要な影響を与えるものではないと判断しました。ただし、従前に「繰延収益」として表示されていた金額は、IFRS第15号では「契約負債」として表示しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約負債(流動)」及び「契約負債(非流動)」がそれぞれ43千CU及び133千CU認識される一方、「繰延収益(流動)」及び「繰延収益(非流動)」がそれぞれ43千CU及び133千CU減少しています。

(d) 顧客から受領した前受金

IFRS 15.60-64

当グループは、通常、顧客から短期の前受金を受領しますが、長期の前受金を受領する場合もあります。IFRS第15号の適用前においては、当グループは、当該前受金を財政状態計算書において「繰延収益」として表示していました。また、従前の会計方針では、長期前受金に対して利息を認識していませんでした。

IFRS第15号の適用開始に伴い短期前受金については、契約開始時点において、約定した財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が当該財又はサービスに対して支払いを行う時点との期間が1年以内になると見込まれることから、当グループは、実務上の便法を適用し、契約に含まれる金融要素の影響に関して、約定対価の金額を調整していません。

一方で、カスタマイズされた防火設備を販売する場合には、契約締結から製造までのリードタイムは2年です。当該契約においては、顧客は2種類の支払方法が認められており、設備の引渡時点における現金販売価格と同等の取引価格の支払、又は契約締結時における割安な支払のいずれかを選択することができます。顧客が後者の前払を選択する場合、当グループは、顧客が支払いを行う時点と当グループが顧客に財を移転する時点との期間の長さ、市場での実勢金利を考慮して、当該契約は重要な金融要素を含んでいると判断しており、当該契約の取引価格は、重要な金融要素を織り込むために割引計算を行っています。当グループは、IFRS第15号の適用開始に伴い重要な金融要素を含む顧客からの前受金に対する利息に関して「契約負債」を認識するとともに、「利益剰余金」で調整しています。また、顧客からの前受金については「繰延収益」から「契約負債」へ表示組替を行っています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書の修正再表示を行い、「契約負債(流動)」及び「契約負債(非流動)」がそれぞれ72千CU及び100千CU認識される一方、「繰延収益(流動)」及び「繰延収益(非流動)」がそれぞれ40千CU及び100千CU減少し、その結果「利益剰余金」が32千CU認識されています。2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「金融費用」が77千CU増加しています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

(e) 本人か代理人かの検討

IFRS 15.B34-
B38

当グループは、顧客に代わって海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を顧客と締結する場合があります。当該契約に基づき、当グループは調達サービス(すなわち、適切なメーカーを選択し、輸入設備の発注及び輸送を管理すること)を提供しています。当該契約では、当グループが設備を提供する約定を履行する主たる責任を負っていません。また、当該設備は顧客が承認する場合にのみ購入し、海外メーカーが当該設備を直接顧客へ輸送するため、当該設備が顧客に移転される前後において、当グループは在庫リスクを負っていません。さらに、当グループは設備の価格設定について裁量権を有していません。なお、当該契約に関して当グループが受領する対価は、顧客が提示した最高購入価格と当グループが海外メーカーと交渉した最終価格の差額として算定されます。顧客が支払い不履行に陥った場合でも、当グループが海外メーカーに対する支払義務を負っているため、当グループはこうした取引に関して信用リスクを負っています。

IFRS第15号の適用前においては、信用リスクが存在することから、当グループは顧客に対する設備の販売に関する重要なリスクと経済価値に晒されていると判断し、当グループが本人であるとして当該契約を会計処理していました。IFRS第15号の適用開始にあたり、当グループは、顧客に移転する前に当該設備を支配しておらず、設備の使用を指図する能力及び設備から生じる便益を獲得する能力を有していないため、当該契約において当グループは代理人であると判断しました。さらに、顧客は、設備を受領した時点で当グループのサービス(海外メーカーから設備の供給を受けられるように手配する)から生じる便益を受け取ることから、当グループのサービスに対する支配は、一時点で移転していると判断しました。この変更に伴い物品の販売による収益及び売上原価が減少し、その差額についてはサービスの提供による収益の増加として調整しています。

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書に与える影響はありません。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示を行い、「顧客との契約から生じた収益」及び「売上原価」が1,548千CU減少しています。

(f) 表示及び開示規定

IAS 34.114

要約期中財務諸表に関して求められているとおり、当グループは、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期ならびに不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解しています。なお、当グループは、収益の分解に関する開示と各報告セグメントの収益の開示との関係を示す情報を開示しています。

(g) その他の修正

IFRS第15号の適用開始にあたり、上記の調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資、非継続事業からの税引後損益、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分、法人所得税費用、利益剰余金、在外営業活動体の換算差額など、基本財務諸表のその他の項目についても必要に応じて調整を行っています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRS第9号「金融商品」

IAS
34.16A(a),(d)
IAS 8.28
IFRS 9.7.1.1
IFRS 9.7.2.21

2018年1月1日以降開始する年度から、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に替え、IFRS第9号「金融商品」を適用しています。同基準書には、金融商品の分類と測定、減損、及びヘッジ会計の3つの分野に係る会計処理がまとめられています。

当グループは、将来に向かって適用されるヘッジ会計の例外を除き、2018年1月1日を適用開始日としてIFRS第9号を遡及適用し、2017年1月1日に開始する期間の比較情報を修正しています。

IFRS 9.7.2.1
IFRS 9.7.2.22

注釈

IFRS第9号は、事後的な判断の利用を回避するために、適用開始日時点で以下の事項を判断することを企業に求めている。

- ▶ 適格な金融商品の分類に関して、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVPL)の指定及び取消し
- ▶ 自己使用の非金融契約に関するFVPLの指定
- ▶ 適格な資本金金融商品の分類に関して、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVOCI)の指定
- ▶ FVOを適用した金融負債に係る自己の信用リスクが、会計上のミスマッチを増大させるかどうかの判定
- ▶ 金融資産に関するビジネス・モデルの評価
- ▶ IFRS第9号の適用開始日時点で、IAS第39号に規定されるヘッジ会計を引き続き適用するかどうかに関する判断。
- ▶ (IFRS第9号を適用する便益、例えばフォワード・ポイント、オプション・プレミアム、通貨ベース、を考慮し)IFRS第9号のヘッジ会計を適用する場合、以下の判断が求められる
 - ▶ IFRS第9号では任意の指定の中止を認めていないため、その適用開始日前に既存のヘッジ指定を任意で中止する
 - ▶ その他のすべてのヘッジ関係についてはIFRS第9号を適用する場合でも、マクロヘッジに関してはIAS第39号の選択を引き続き適用する
- ▶ ヘッジ特性に関する構成要素の再指定やヘッジ・コストの遡及適用に関する選択を含む、IFRS第9号の新たな規定に対応したヘッジ文書の更新
- ▶ 重要な金融要素を有する営業債権、契約資産及びリース債権に関するECLについて、一般的アプローチと単純化したアプローチのどちらを適用するか

保険業を営む企業(かつ適格要件を満たす企業)は、IFRS第9号を適用するか、それともIFRS第17号を適用するまでIFRS第9号の適用を延期するかを決定しなければならない。IFRS第9号の適用を選択する場合、その適用に際してはオーバーレイ・アプローチ(上書きアプローチ)を適用するか否かについても決定しなければならない。

これらの事項は、比較情報を修正再表示すべきか否かの決定に影響を及ぼす可能性がある。修正再表示を行うべきか否かを判断する際には、IFRS第9号7.2.15項も考慮しなければならない。同項は、「事後判断を使用せずに可能となる場合にのみ過去の期間を修正再表示できる」と定めている。ここでの「事後判断」には、公正価値や予想信用損失の計算といった測定額に影響を及ぼす要因も含まれる。

比較情報の修正再表示を判断する際の他の留意点としては、以下も挙げられる。

- ▶ 比較情報の修正再表示を選択する企業は、IAS第39号に従って比較期間に認識が中止された項目について継続して会計処理しなければならない。よって、IAS第39号に従った会計方針を引き続き開示しなければならない
- ▶ 年次財務諸表により関連するものではあるが、比較情報の修正再表示を選択しない企業の基本財務諸表及び注記はより広範なものとなることを見込まれる。各年度のすべての関連する項目について、表示科目、関連する会計方針及び開示を提供する必要があるためである。なお、IFRS第7号には新たな開示に関連する一定の免除措置が定められている

比較情報を修正再表示しないケースについて、付録Aのガイダンスを参照されたい。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRS第9号の適用に伴う影響は、以下のとおりです。

2017年12月31日現在の財政状態計算書への影響(()は資本の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
資産		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(d)	(7)
非金融資産	(b)	(18)
非流動資産合計		(25)
営業債権及びその他の債権	(b)	(752)
売却目的で保有する資産	(d)	(349)
流動資産合計		(1,101)
資産合計		(1,126)
資本		
利益剰余金	(a),(b),(d)	(758)
その他の資本の構成要素	(a),(d)	2
非支配持分		(32)
資本合計		(788)
負債		
繰延税金負債	(d)	(233)
非流動負債合計		(233)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(d)	(105)
流動負債合計		(105)
負債合計		(338)

2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書への影響(()は利益の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
管理費	(b)	68
金融費用	(b)	4
金融収益	(a)	4
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純利益に対する持分	(d)	(3)
法人所得税費用	(d)	(21)
非継続事業からの中間利益	(d)	34
中間利益に対する影響		(84)
帰属:		
親会社持分		(66)
非支配持分		(22)

2017年6月30日に終了する中間会計期間におけるその他の包括利益への影響(()はその他の包括利益の減少)

IAS 8.28(f)

	調整	千CU
在外営業活動体の換算差額	(d)	2
売却可能金融資産から生じた損失	(a)	(3)
その他の包括利益に対する影響		(1)

キャッシュ・フロー計算書ならびに基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益への重要な影響はありません。

IAS 8.28(f)

注釈

IFRS第9号の適用により、企業のキャッシュ・フローならびに現金及び現金同等物が変動することはないが、貸借対照表の表示に与える影響によって、間接的にキャッシュ・フロー計算書の表示に影響を及ぼしうる。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

(a) 分類及び測定

IFRS第9号においては、当グループは、一部の営業債権を除き金融資産を公正価値で当初測定しています。なお、純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産については、取引コストを加算しています。

負債性金融商品の事後測定については、純損益を通じた公正価値測定(FVPL)、償却原価測定もしくはその他の包括利益を通じた公正価値測定(FVOCI)に分類されます。当該分類は、資産の管理に関する当グループのビジネス・モデル、及び金融商品の契約上のキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」(SPPI要件)を表すかどうかという2つの要件に基づき判断されます。

当グループの負債性金融資産は、以下のように新たに分類及び測定されています。

- ▶ 償却原価で測定する負債性金融商品—SPPI要件を満たし、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネス・モデルに従って保有している金融資産です。 IFRS 9.4.1.1
IFRS 9.4.1.2
IFRS 15.108
- ▶ FVOCIで測定する負債性金融商品(認識の中止に伴う利得又は損失を純損益へ組替調整する)—SPPI要件を満たし、キャッシュ・フローの回収及び売却の両方を目的としたビジネス・モデルに従って当グループが保有している上場負債性商品です。IAS第39号では、これらは売却可能金融資産に分類されていました。 IFRS 9.4.1.2A

その他の金融資産の分類及び事後測定は、以下のとおりです。

- ▶ FVOCI資本性金融商品(認識の中止に伴う利得又は損失の純損益への組替調整は行われぬ)—当グループが予見可能な将来にわたり保有することを予定しており、当初認識時又は移行時においてこの分類に指定する取消不能な選択をしている資本性金融商品です。当グループは、未上場株式をFVOCI資本性金融商品に分類しており、IFRS第9号における減損の評価対象ではありません。IAS第39号では、当該株式は売却可能金融資産に分類されていました。 IFRS 9.4.1.4
- ▶ FVPL金融資産—デリバティブ金融商品、及び当グループが当初認識時又は移行時にFVOCIに分類するという取消不能な選択を行っていない上場株式です。また、この区分には、キャッシュ・フロー特性がSPPI要件を満たしていない、又は契約上のキャッシュ・フローの回収もしくは契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的としたビジネス・モデルに従って保有されているものではない負債性金融商品も含まれています。 IFRS 9.4.1.4

当グループのビジネス・モデルの評価は、適用開始日である2018年1月1日に行い、2018年1月1日より前に認識が中止されていない金融資産に対して遡及して適用されています。負債性金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみであるかどうかについては、資産の当初認識時点の事実及び状況に照らして評価を行っています。 IFRS 9.7.2.1
IFRS 9.7.2.15

上記の結果、2017年12月31日現在の財政状態計算書を修正再表示し、「その他の資本の構成要素」が7千CU減少し、「利益剰余金」が7千CU増加しています。また、2017年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示し、「金融収益」が4千CU増加し、「その他の包括利益(税引後)」が3千CU減少しています。

注釈

当グループの金融商品は単純なもののみであるが、複雑な金融商品を保有している企業では、特に SPPI 要件の評価が困難となる場合がある。IFRS 第 9 号の適用指針及び EY 刊行物「International GAAP 2018」では、SPPI 要件を満たす金融商品及び SPPI 要件を満たさない金融用品の具体例を解説している。また、SPPI テスト及びビジネス・モデル・テストの評価に関して、より詳細な会計方針を説明することを検討しなければならない。当初認識時点で FVOCI に指定することができるのは、発行者の観点から資本の定義を満たす資本性金融商品のみである。また、IFRS 第 9 号では、一定の状況において自己使用で保有するコモディティ契約などの非金融契約を FVPL 金融資産として指定することを容認している。

当グループの金融負債の会計処理は、IAS第39号とほぼ同じです。条件付対価に係る負債は、IFRS第9号においてもIAS第39号の規定と同様に、公正価値で測定される金融商品として取り扱い、公正価値の変動は純損益に計上されません。 IFRS 9.4.2.1(a)(e)
IFRS 3.39
IFRS 3.58

注釈

IFRS第9号では、金融負債について認識の中止を伴わない条件変更(又は交換)が行われた場合に償却原価を修正することが求められており、この取扱いは、認識の中止を伴わない金融資産の条件変更にも適用される規定と整合するものである。すなわち、認識の中止を伴わない金融負債の条件変更に係る利得又は損失は、当初の実効金利(EIR)を用いて契約上のキャッシュ・フローの変動を割り引くことで算定し、直ちに純損益で認識される。IFRS第9号は遡及適用が求められていることを踏まえれば、IAS第39号においてこのような条件変更をEIRの変動として会計処理していた場合には、IFRS第9号への移行時点で遡及修正を行う必要がある。

IFRS第9号では組込デリバティブは主たる金融資産から分離せずに、契約条件及び当グループのビジネス・モデルに基づき当該金融資産は分類される。 IFRS 9.4.3.3
IFRS 9.B4.3.1

金融負債及び主契約が非金融項目である契約中の組込デリバティブについては、IAS第39号における会計処理から変更はありません。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

(b) 減損

IFRS第9号では、IAS第39号の発生損失アプローチに替わり、将来の予想信用損失(ECL)アプローチが適用されるため、当グループの金融資産の減損損失の会計処理は根本的に変更されています。 IFRS 9.5.5.1

IFRS 第 9 号により、当グループは、FVPL に分類されていないすべての貸付金及び負債性金融資産について ECL 引当金を計上することが求められます。

ECL は、契約に従って支払期日が到来する契約上のキャッシュ・フローと当グループが回収を見込むキャッシュ・フローの全額との差額に基づいて算定され、当該差額は、資産の当初の実効金利に近似する率で割り引かれます。 IFRS 9.5.5.15
IFRS 9.B5.5.35

当グループは、「契約資産」及び「営業債権及びその他の債権」については、IFRS 第 9 号の簡便法を適用し、全期間予想信用損失を基に ECL を算定しています。当グループは、信用損失の過去の実績に基づいて引当金マトリックスを作成し、債務者固有の将来予測的な要素及び経済環境に関して調整を行っています。 IFRS 9.5.5.15
IFRS 9.B5.5.35

その他の負債性金融資産(貸付金及び FVOCI 負債性債券)については、12 ヶ月 ECL に基づいて ECL を算定しています。12 ヶ月 ECL は、全期間にわたる ECL のうち、報告日後 12 ヶ月以内に生じる可能性があるデフォルト事象に起因する ECL です。ただし、当初認識以降において信用リスクの著しい増大がある場合、貸倒引当金は全期間 ECL に基づいて算定しています。 IFRS 9.5.5.3
IFRS 9.5.5.5
IFRS 9.A

当グループの FVOCI 負債性金融商品は、優良信用格付機関によって最上位(最優良及び優良)に格付される上場債券のみで構成されており、信用リスクが低い投資であるとみなされています。当グループの方針では、当該金融商品は 12 ヶ月 ECL を基づいて貸倒引当金を測定しています。なお、当グループは、常に、契約上の支払いが 30 日以上遅延した場合には、信用リスクの著しい増大があると判断しています。 IFRS 7.35F(a)
IFRS 7.35G(a)(ii)
IFRS 9.B5.5.22-27
IAS 34.16A(d)

また、当グループは、契約上の支払いが 90 日間遅延した場合には、その金融資産はデフォルトしたと判断しています。ただし、内部又は外部の情報で、契約上の残高を全額回収する可能性が低いことを示している場合にも、金融資産がデフォルトしていると判断する場合があります。この判断は、当グループが保有する信用補完を考慮せずに行われます。 IFRS 7.35F(b)
IFRS 9.5.5.9
IFRS 9.B5.5.37

IFRS 第 9 号の ECL に係る規定の適用に伴い、当グループの負債性金融資産に係る貸倒引当金が増加し、「利益剰余金」をその分、調整しています。

上記の結果、2017 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書を修正再表示し、「営業債権及びその他の債権」、「金融資産(非流動)」及び「利益剰余金」がそれぞれが 752 千 CU、18 千 CU 及び 770 千 CU 減少しています。また、2017 年 6 月 30 日に終了する中間会計期間における損益計算書も修正再表示し、「管理費」及び「金融費用」がそれぞれ 68 千 CU 及び 4 千 CU 増加しています。

(c) ヘッジ会計

当グループは、ヘッジ会計を将来に向かって適用しています。適用開始日時点において、当グループにおける既存のすべてのヘッジ関係は、当該関係が継続しているものとして取り扱うための要件を満たしています。当グループは、過去の期間と同様に、すべての先渡契約の公正価値の変動を引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象として指定しているため、IFRS第9号のヘッジ会計に係る規定の適用により当グループの財務諸表に重大な影響は生じていません。

(d) その他の調整

IFRS第9号の適用開始にあたり、上記の調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資(これらの企業が保有する金融商品に起因するもの)、法人所得税費用、利益剰余金及び在外営業活動体の換算差額など、基本財務諸表のその他の項目についても必要に応じて調整されています。

期中要約連結財務諸表の注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

本解釈指針は、前渡・前受対価に関連する非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識を中止して、関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部)を当初認識する際に使用する直物為替レートについて定めており、取引日とは、前渡・前受対価から生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債を当初認識した日であることを明確にしています。前渡・前受対価を複数回にわたり支払う又は受取る場合には、前渡・前受対価の支払い又は受取りごとに、取引日を決定します。本解釈指針による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

IAS第40号「投資不動産の振替」(IAS第40号の改訂)

本改訂は、どのような場合に不動産(建設中又は開発中の不動産を含む)を投資不動産へ又は投資不動産から振り替えるべきかを明確にしています。本改訂では、用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たした場合又は満たさなくなった場合で、かつ用途変更の証拠が存在する場合に生じると定められています。本改訂による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

IFRS第2号「株式報酬取引の分類及び測定」(IFRS第2号の改訂)

IASBは、株式報酬取引の分類及び測定に関するIFRS第2号「株式に基づく報酬」の改訂を公表しました。本改訂は、以下の3つの分野を扱っています。

- ① 権利確定条件が現金決済型の株式報酬取引の測定に与える影響
- ② 源泉徴収義務に関して純額決済の特性を有する株式報酬取引の分類
- ③ 株式報酬取引の分類が条件変更によって現金決済型から持分決済型に変更される場合の会計処理

本改訂は、過年度の修正再表示を行うことを認めていませんが、3つの改訂すべてを遡及適用し、その他の要件も満たされる場合には、遡及適用が認められます。当グループの現金決済型の株式報酬取引は、本改訂により明確化されたアプローチと整合するものであり、また、源泉徴収義務に関して純額決済の特性を有する株式報酬取引及び株式報酬取引に係る契約条件の条件変更は該当がないため、本改訂による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用(IFRS第4号の改訂)

本改訂は、IFRS第17号「保険契約」(同基準書によりIFRS第4号は廃止される)を適用する前に、新たな金融商品の基準書であるIFRS第9号を適用することから生じる懸念に対処するものです。本改訂では、保険契約を発行する企業に対して、IFRS第9号適用の一時的免除と上書きアプローチという2つの選択肢を認めています。当該改訂は、当グループには適用されません。

IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」-投資先ごとに投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択が行われることの明確化

本改訂では、以下の事項が明確化されています。

- ▶ ベンチャー・キャピタル企業又は他の適格企業に該当する企業は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資について、純損益を通じて公正価値で測定する選択を各投資の当初認識時に投資ごとに決定することができます。
- ▶ 投資企業に該当しない企業が、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分を保有している場合、当該企業は、持分法を適用する際に、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが保有する子会社の持分に対して、投資企業が適用した公正価値測定を維持することができます。当該選択は、個々の投資ごとに投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが、以下のいずれかに該当した最も遅い時点で行われます。
 - (a)投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーの当初認識時
 - (b)関連会社又はジョイント・ベンチャーが投資企業となった時点
 - (c)投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが初めて親会社となった時点

本改訂による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」初度適用企業のための短期的な免除規定の削除

IFRS第1号E3項からE7項に定められる短期的な免除規定は、当初意図された目的を終えているため削除されました。本改訂による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

注釈

一般的に、企業は、期中要約財務諸表に直接影響を及ぼす基準の改訂に関してのみ説明を行うが、期中要約財務諸表に影響を及ぼさないものの、年次財務諸表に影響を及ぼすことが見込まれる基準の改訂に関して開示を行うことも考えられる。

一部の国や地域では、報告目的上、IFRSを採用するためには、特定の法的过程やエンドースメントを経なければならないことがある(たとえば、日本の金融庁による国際会計基準の「指定」やEUのエンドースメント、オーストラリアにおける基準の法制化など)。それによって基準の改訂や解釈指針の発効日がIASBの定めた発効日と異なる場合がある。

IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。一方、IAS第34号では、直近の年次財務諸表で表示又は開示されている関連性のある情報の更新を求めている。証券監督者国際機構(IOSCO)や一部の法域の規制当局(欧州証券市場監督局(ESMA)など)は、IFRS第16号「リース」などの重要な基準によって見込まれる影響を、開示することを推奨する文書を公表した。これらの開示は、企業固有の情報であり、直近の年次財務諸表で既に開示されている情報に関連するものである。なお、本要約財務諸表では、これらの開示例は掲載していない。

期中要約連結財務諸表の注記

3. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じた収益の内訳は、以下のとおりです。

IAS 34.16A(i)
IFRS 15.114-115

2018年6月30日に終了する中間会計期間

セグメント	防火設備	エレクトロニクス	連結
財又はサービスの種類	千CU	千CU	千CU
防火設備の販売	42,492	-	42,492
セレクトロニクス製品の販売	-	37,395	37,395
据付サービス	8,578	-	8,578
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465
地理的市場			
日本国	36,291	26,573	62,864
米国	14,779	10,822	25,601
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465
収益認識の時期			
一時点で移転される財	42,492	37,395	79,887
一定期間にわたり移転されるサービス	8,578	-	8,578
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465

2017年6月30日に終了する中間会計期間

セグメント	防火設備	エレクトロニクス	連結
財又はサービスの種類	千CU	千CU	千CU
防火設備の販売	41,941	-	41,941
セレクトロニクス製品の販売	-	22,058	22,058
据付サービス	8,093	-	8,093
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092
地理的市場			
日本国	35,104	15,476	50,580
米国	14,930	6,582	21,512
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092
収益認識の時期			
一時点で移転される財	41,941	22,058	63,999
一定期間にわたり移転されるサービス	8,093	-	8,093
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092

当グループは、顧客との契約から生じた営業債権及び契約資産に関する減損損失を損益計算書の「管理費」に計上しており、2018年及び2017年6月30日に終了する中間会計期間における金額はそれぞれ77千CU及び68千CUです。

IFRS
15.113(b)

期中要約連結財務諸表の注記

3. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じた収益とセグメント情報で開示されている金額の調整表は、以下のとおりです。

IFRS 15.115

	6月30日に終了する中間会計期間			
	2018年		2017年	
	防火設備	エレクトロニクス	防火設備	エレクトロニクス
収益	千CU	千CU	千CU	€000
外部顧客	70,925	37,395	86,605	22,058
セグメント間収益	-	1,845	-	4,094
	70,925	39,240	86,605	26,152
調整及び消去	(19,855)	(1,845)	(36,571)	(4,094)
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	50,034	22,058

注釈

IAS第34項第16A項(i)は、年次財務諸表に関するIFRS第15号の規定と同様に、収益の分解情報の開示を求めている。当グループは、顧客に提供する財又はサービスの種類、地理的市場ならびに財及びサービスの移転時期を基に、収益の分解情報を開示している。企業は、当該情報の開示を検討する際に、企業の事業にとって最も意味のある企業固有及び業種固有の要因に基づき判断を行う必要がある。

当グループは、収益の分解情報と各報告セグメントに関して開示される収益情報との調整表を開示している。代替的アプローチとして、セグメント情報に関する注記において、収益の分解情報を開示することが適切であると判断される場合もあると考えられる。

期中要約連結財務諸表の注記

4. セグメント情報

2018年及び2017年6月30日に終了する中間会計期間に係る当グループの事業セグメントの収益及び利益情報は、以下の表のとおりです。

2018年6月30日に
終了する中間会計
期間

	防火設備 千CU	エレクトロニクス 千CU	投資不動産 千CU	セグメント 合計 千CU	調整及び消去 千CU	連結 千CU	
収益							
外部収益	70,925	37,395	770	109,090	(19,855)	89,235	IAS 34.16A(gXi)
セグメント間収益	-	1,845	-	1,845	(1,845)	-	IAS 34.16A(gXii)
収益合計	70,925	39,240	770	110,935	(21,700)	89,235	
セグメント損益							
報告セグメントの 税引前利益	1,038	2,989	164	4,191	(1,927)	2,264	IAS 34.16A(gXiii)

2017年6月30日に
終了する中間会計
期間

	防火設備 千CU	エレクトロニクス 千CU	投資不動産 千CU	セグメント 合計 千CU	調整及び消去 千CU	連結 千CU	
収益							
外部収益	86,605	22,058	715	109,378	(36,571)	72,807	IAS 34.16A(gXi)
セグメント間収益	-	4,094	-	4,094	(4,094)	-	IAS 34.16A(gXii)
収益合計	86,605	26,152	715	113,472	(40,665)	72,807	
セグメント損益							
報告セグメントの 税引前利益	3,375	1,330	176	4,881	(536)	4,345	IAS 34.16A(gXiii)

2018年6月30日現在及び2017年12月31日現在における当グループの事業セグメントの資産及び負債に関する情報は、以下の表のとおりです。

	防火設備 千CU	エレクトロニクス 千CU	投資不動産 千CU	セグメント 合計 千CU	調整及び消去 千CU	連結 千CU	
資産							
2018年6月30日	58,409	50,482	16,978	125,869	4,602	130,471	IAS 34.16A(gXiv)
2017年12月31日	58,696	44,814	18,467	121,977	15,765	137,742	
負債							
2018年6月30日	22,887	7,002	4,234	34,123	34,377	68,500	IAS 34.16A(gXiv)
2017年12月31日	18,309	7,252	4,704	30,265	46,668	76,933	

期中要約連結財務諸表の注記

4. セグメント情報(続き)

注釈

IAS 第 34 号 16A(g)(iv)項は、直近の年次連結財務諸表で開示されている資産合計及び負債合計から重要な変動があった場合、その情報が最高経営意思決定者(以下、CODM)に定期的に提供されているのであれば、資産合計と負債合計を開示しなければならないとしている。この規定に準拠するため、当グループは期中報告期間の末日時点及び直近の事業年度末時点でのセグメントに関する資産及び負債を開示している。

当グループは、2018年2月にある事業セグメントの全体を処分した。IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、セグメントに関する開示を非継続事業にも適用するかどうかについてガイダンスを定めていない。処分されたセグメントは重要であるものの、当グループは当該セグメントの業績を IFRS 第 8 号に基づくセグメント情報において開示していない。IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」5B 項では、その他の IFRS の規定が非継続事業に適用される具体的な開示を定めている場合を除き、非継続事業に適用されることはないと定められている。IFRS 第 8 号では非継続事業について言及されていないため、非継続事業を報告セグメントとして開示する必要はない。これは、たとえ CODM が非継続事業を処分するまで継続して監視する場合であっても当てはまる。しかし、企業が任意で非継続事業に関する情報を開示することは禁止されていない。

当グループの CODM は、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS 第 11 号「共同契約(ジョイント・アレンジメント)」で求められるとおり、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は期中要約連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

調整及び消去

IFRS 8.28

金融収益及び金融費用、税金ならびに特定の金融資産及び負債の公正価値の変動による評価損益は、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントに配分されていません。これらは、セグメントに関する開示における「調整及び消去」に含まれます。

税引前利益の調整	6月30日に終了する中間会計期間		IAS 34.16A(g)(vi)
	2018年	2017年	
	千CU	千CU	
報告セグメントの税引前利益	4,191	4,881	
金融収益	204	166	
金融費用	(1,579)	(364)	
セグメント間利益(消去)	(552)	(338)	
継続事業からの税引前利益	2,264	4,345	

事業の季節性

IAS 34.16A(b)

エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニクス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。この事業には季節性があるため、通常、上期よりは下期により高い収益及び営業利益が見込まれます。6月から8月の売上が多いのは、休暇のハイシーズン中に航空電子機器の需要が高まることに起因しています。また、12月の売上の増加は、個人顧客による電子機器の需要が高まることが原因です。当情報は、業績をよりよく理解できるようにするために提供しているものであるが、経営者は、これはIAS第34号で規定される「季節的要因が大きい」場合には該当しないと判断しています。

注釈

当グループの事業には季節性があるため、期中要約財務諸表には IAS 第 34 号 16A(b)項に基づく開示が含まれている。しかし、当該事業は、季節的要因が大きいとはみなされていないため、IAS 第 34 号 21 項で奨励されている期中報告期間の末日までの 12 ヶ月間の財務情報及び過去 12 ヶ月間の比較情報の開示を行っていない。「季節的要因が大きい」ビジネスを営んでいる場合には、追加の開示が奨励される。

期中要約連結財務諸表の注記

5. 企業結合

IAS 34.16A(i)

Electra Limitedの取得

2018年6月1日、当グループはElectra Limitedの議決権付株式の100%を取得しました。同社は電子機器の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは既存の商品ポートフォリオと顧客基盤の両方を拡大することを目的として、Electra Limitedを取得しました。当該取得は、取得法により会計処理されています。期中要約連結財務諸表には、取得日から1カ月間に係るElectra Limitedの業績が含まれています。

IFRS 3.59
IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)

取得日におけるElectra Limitedの識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された 公正価値	IFRS 3.B64(i) (f)
	千CU	
資産		
有形固定資産	4,571	
現金	642	
営業債権	1,763	
棚卸資産	961	
繰延税金資産	175	
特許権(暫定)*	375	
	<u>8,487</u>	
負債		
営業債務	(1,246)	
繰延税金負債	(880)	
	<u>(2,126)</u>	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	6,361	
取得から生じたのれん(暫定)*	210	
移転された対価	<u>6,571</u>	

取得に伴うキャッシュ・フローの内訳

取得した子会社における正味現金(投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる)	642
現金支払額	(6,571)
正味キャッシュ・アウトフロー	(5,929)

* 特許権の取得日時時点の公正価値を決定するには、特許の登録に関するさらなる法律上の明確化が必要となります。そのため、2017年6月1日(取得から1年後)までに、特許権の事後的な修正とともに、それに対応したのれんの修正が行われる可能性があります。

IFRS 3.B67(a)

報告期間の期首時点と期末時点ののれんの帳簿価額の調整表は、以下のとおりです

IFRS 3.B64(h)

	のれん 千CU
取得原価	
2018年1月1日現在	2,281
子会社の取得	210
2018年6月30日現在	2,491
減損損失累計額	
2018年1月1日現在	-
当中間会計期間において認識された減損損失(注記7参照)	1,541
2018年6月30日現在	1,541
帳簿価額	
2018年1月1日現在	2,281
2018年6月30日現在	950

期中要約連結財務諸表の注記

5. 企業結合(続き)

IAS 34.16A(i)

取得日時点の営業債権の公正価値は1,763千CU、帳簿価額は1,775千CUです。当該差額は、現金の回収が予想される期間の割引及び取引先の信用リスクの調整に起因するものです。

IFRS 3.B64(h)

取得日以降にもたらされた、Electra Limitedによる当グループの継続事業からの収益及び税引前純利益の額は、それぞれ1,151千CU及び242千CUでした。この取得が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は110,073千CU、継続事業からの中間利益は3,181千CUとなっていました。

IFRS
3.B64(qxi)
IFRS
3.B64(qxii)

認識されたのれんは、主にElectra Limitedと当グループの資産及び活動を統合する結果生じると期待されるシナジー効果とその他便益に起因するものです。のれんは、税法上損金算入できません。

IFRS 3.B64(e)
IFRS 3.B64(k)
IFRS 3.B64(m)

取引費用である90千CUは費用処理され、損益計算書の管理費に計上されています。これは、キャッシュ・フロー計算書では営業活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

前年度の取得に係る情報

2017年5月26日、当グループは消火器株式会社における議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。支払った対価には、条件付対価の要素が含まれていません。当期における関連する負債への調整については、注記12に記載しています。

期中要約連結財務諸表の注記

6. 非継続事業

IAS 34.16A(i)

当グループは2017年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。また、2017年11月14日に、当社株主は当該会社の株式の売却計画を承認しました。2017年12月31日時点で、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2017年11月14日までは、ゴム設備事業セグメントとして表示していましたが、吸管株式会社の事業は非継続事業に分類したため、ゴム設備事業セグメントは、セグメント情報の注記で開示していません。吸管株式会社の売却は2018年2月に完了しており、売却価格は1,000千CU、税引前利益は885千CUです。

吸管株式会社の業績は以下のとおりです。

	6月30日に終了する中間会計期間		
	2018年*	2017年	
	千CU	千CU	IFRS 5.33(b)(i)
収益	3,329	21,548	IFRS 5.34
費用	(3,285)	(21,535)	IFRS 5.30
売上総利益	44	13	IFRS 5.41
金融費用	(39)	(43)	
非継続事業からの税引前中間利益又は中間損失	5	(30)	
税金収益(費用)			
当期の税引前利益又は損失に係るもの	(2)	12	IAS 12.81(h)(ii)
非継続事業の税引後利益又は損失	3	(18)	IFRS 5.33(a)(i)
非継続事業の売却に係る利得	885	-	IFRS 5.33(b)(iii)
上記に帰属する税金費用	(269)	-	IAS 12.81(h)(i)
非継続事業の売却に係る税引後利益	616	-	IFRS 5.33(a)(ii)
非継続事業からの中間利益又は中間損失	619	(18)	

吸管株式会社の売却から生じたキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

	千CU
非継続事業の売却により受領した現金	1,000
非継続事業の一部として譲渡された現金	(485)
処分による正味キャッシュ・インフロー	515

吸管株式会社から生じたキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

	6月30日に終了する中間会計期間	
	2018年*	2017年
	千CU	千CU
営業活動によるキャッシュ・フロー	204	(1,055)
財務活動によるキャッシュ・フロー	40	35
正味キャッシュ・フロー	244	(1,020)

1株当たり利益

IAS 34.11
IAS 33.68

非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失	0.03CU	(0.00CU)
非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失	0.03CU	(0.00CU)

*売却が行われた2018年2月28日までの2カ月間の活動を表示しています。

なお、吸管株式会社は2018年6月30日より前に売却されたため、2017年12月31日時点で売却目的保有に分類されていた資産及び負債は、財政状態計算書には含まれていません。

注釈

IAS 第 34 号に基づく期中要約財務報告は、直近の年次財務諸表に基づいている。直近の年次財務諸表の期末日より後に生じた取引及び事象に関して、関連する基準(この場合 IFRS 第 5 号)で求められる開示を行うことは、その前提と整合している。

当グループは、非継続事業に係る 1 株当たり利益を注記で開示することを選択したが、期中要約損益計算書において当該情報を表示することもできる。

2018 年の最初の 2 カ月間における非継続事業からのキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動のみから生じており、当グループはこれらのキャッシュ・フローを上記の表で開示している。

期中要約連結財務諸表の注記

7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

当グループは、12月及び帳簿価額が減損している兆候があった場合にはその都度、減損テストを行いました。当グループののれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストは、使用価値の計算に基づいて行われます。それぞれの資金生成単位(CGU)の回収可能価額の算定に使用した主要な仮定は、2017年12月31日に終了する事業年度に係る年次財務諸表で開示しています。 IAS 34.15B(b)
IAS 36.134(c)

当グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2018年6月30日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、これはのれんの減損が起こり得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。そのため経営者は、2018年6月30日時点で、のれんを含む資金生成単位であるエレクトロニクス部門及び防火設備部門に関して減損テストを実施しました。なお、投資不動産部門には、のれんは含まれていません。 IAS
36.130(a),(d)

IAS 36.130(e)

エレクトロニクスCGU

当グループは回収可能価額を算定するために使用価値を用いており、当該使用価値は帳簿価額を上回っています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は15.6%(2017年12月31日:15.5%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.5%(2017年12月31日:3.0%)の成長率を用いて見積っています。それ以外のすべての仮定は、2017年12月31日終了事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。直近の分析の結果、経営者は260千CUののれんが含まれる当CGUについて減損は生じていないと判断しました。 IAS 36.134(d)(iii)
IAS 36.134(d)(iv)
IAS 36.134(d)(v)
IAS 36.130(g)

防火設備CGU

当グループは59,099千CUの回収可能価額を算定するために、処分コスト控除後の公正価値よりも高い使用価値を用いています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は15.5%(2017年12月31日:14.4%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.6%(2017年12月31日:4.1%)の成長率を用いて見積っています。それ以外のすべての仮定は、2017年12月31日終了事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。分析の結果、2017年12月31日時点で2,231千CU計上していたのれんに対し1,541千CUの減損損失を認識し、損益計算書上、管理費に計上しています。 IAS 36.130(e)
IAS
36.134(d)(iii)
IAS
36.134(d)(iv)
IAS 36.134(d)(v)
IAS 36.126(a)
IAS 36.130(g)

IAS
36.130(b),(d)

仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門の使用価値の評価に関し、2017年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示した感応度情報から大きな変更はありません。 IAS 36.134(f)

防火設備部門に関しては、見積回収可能価額が帳簿価額と等しいことから、主要な仮定に不利な変化が生じた場合、追加の減損損失が生じる可能性があります。回収可能価額に係る主要な仮定は、以下のとおりです。 IAS 36.134(f)(i)

成長率に関する仮定—成長率は公表されている業界調査に基づいており、現在の経済見通しに基づいてアップデートされています。改定後の成長率2.6%は、2017年12月31日に終了した事業年度中に取得した重要な特許権の影響を反映したものです。しかし、経済の不透明性により、成長率の見積りを今後引き下げなければならない可能性があります。

割引率—割引率は、防火設備部門に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映するために調整されており、当グループの加重平均資本コストに基づき見積られています。この割引率は、キャッシュ・フローの将来の見積りを調整していない防火設備部門に固有のリスクに関する市場評価を反映するために、追加の調整がなされています。業界のリスクの変化や加重平均資本コストの変更を反映するため、将来において割引率をさらに変更しなければならない可能性があります。

期中要約連結財務諸表の注記

注釈

IAS 第 34 号は、(IAS 第 36 号 134(f)項で求められているような)減損損失が生じた場合の特定の開示や、減損が合理的に起こりうる場合にあとどの程度で減損が生じるかに関する特定の開示を求めている。IAS 34.15B(b)に基づく、減損による損失の認識と、減損の戻入れは、「企業の財政状態及び経営成績を理解するうえで重要である場合」に開示することが求められるが、その場合の開示の内容と形式は定められていない。

たとえば、防火設備 CGU の減損に関し、当グループは IAS 第 36 号に従って全般的な開示を行うことを選択している。当グループは、当期の減損損失認識後において、見積回収可能価額が帳簿価額と等しく、仮定に不利な変化が生じた場合には減損損失が生じることから、感応度に係る追加の開示を行っている。

資金生成単位に関して減損損失が認識されなかったものの、合理的に起こりうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があると考えられる場合には、感応度に関する追加の開示は有用な情報であると考えられることから、たとえ IAS 第 34 号によって要求されていないとしても、IAS 第 36 号に基づき、当該開示を行うべきであると我々は考えている。

さらに、関連市場の低迷や現在の経済の不透明性を考慮し、当グループは、エレクトロニクス CGU に関して実施した減損テストについて追加情報を提供することが有用であると考えた。これらの開示は、完全な期中財務諸表の場合に適用される IAS 第 36 号 134 項の規定に基づくものである。

8. 法人所得税

当グループは、予想年間総利益に適用される税率を使って、期中の法人所得税費用を計算しています。期中要約連結損益計算書における法人所得税費用の主な構成要素は以下のとおりです。 IAS 34.16A(c)

	6月30日に終了する中間会計期間	
	2018年	2017年
	千CU	千CU
法人所得税		
当期税金費用	249	934
一時差異の発生及び解消に関連した繰延法人所得税費用	140	260
損益計算書に認識された法人所得税費用	389	1,194

注釈

IAS第34号16A(c)項は、純利益に影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて通常ではない事項の内容と金額の開示を求めている。当グループは、期中要約連結損益計算書に計上された金額を理解するうえで、法人所得税費用の主要な構成要素は有用な情報であると判断し、開示している。

9. その他の包括利益の構成要素

	6月30日に終了する中間会計期間	
	2018年	2017年
	千CU	千CU
キャッシュ・フロー・ヘッジ:		
当期中に発生した利得又は損失		
為替予約	—	60
商品先物契約	—	—
損益計算書に計上された利得に係る組替調整		(20)
	—	40
OCI を通じて公正価値で測定される負債性金融商品		
当期中に発生した利得	16	78
その他の包括利益における関連会社に対する持分	(10)	
損益計算書に計上された減損	6	4
	12	82

期中要約連結財務諸表の注記

9. その他の包括利益の構成要素 (続き)

当期中にOCIに計上された項目に関連する繰延税金	6月30日に終了する中間会計期間		
	2018年 千CU	2017年 千CU	
キャッシュ・フロー・ヘッジ			IAS 1.90
当期中に発生した利得又は損失	-	(18)	
損益計算書に計上された利得に係る組替調整	-	6	IAS 1.92
		12	
OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品			
当期中に発生した利得	(4)	(24)	IFRS 7.20(a)(iii)
損益計算書に計上された損失に係る組替調整	(2)	(1)	IAS 1.92
	(6)	(25)	
OCIに計上された繰延税金(()は損失)	(12)	(37)	

注釈

IAS第34号に基づく期中要約財務報告は、直近の年次財務諸表をアップデートすることを目的としている。直近の年次財務諸表の期末日より後に生じた取引及び事象に関し、期中要約財務諸表において関連する基準(この場合IAS第1号)で求められる開示を行うことは、この前提と整合している。その他の包括利益の分析は必ずしも開示する必要はないが、開示するかどうかの判断はケースごとに行う必要がある。このような開示を期中財務諸表に含める必要があるか否かに関しては議論の余地があるが、ここでは説明のために含めている。

注記9の目的は、包括利益計算書でその他の包括利益に純額表示されている項目の内訳を示すことにある。この分析は、その他の包括利益の他の項目には適用していない。これは、純損益への組替えが行われないか、又は組替調整が当期中に発生しなかったからである。当グループは、読みやすさが向上するように、変動を税引前の金額で表示し、関連する税効果を別の表で示すことにしたが、変動総額及び関連する税効果を他の形式で表示することも容認される。

10. 有形固定資産

取得及び処分

2018年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは企業結合で取得した有形固定資産(注記5参照)及び建設中の不動産を除き、2,587千CUの資産を取得しました(2017年6月30日に終了した中間会計期間: 1,320千CU)。 IAS 34.15B(d)

当グループは、2018年2月に新しい本社の建設を開始しました。このプロジェクトは2019年2月に完了予定であり、2018年6月30日現在の帳簿価額は1,500千CUです(2017年12月31日:-CU)。2018年6月30日に終了する中間会計期間中に資産化した借入費用の金額は、約151千CUでした(2017年12月31日:-CU)。資産化に適格な借入費用の金額を算定するために使用された加重平均資産化率は11%であり、これはある特定の借入金の実効金利です。 IAS 23.26(a)
IAS 23.26(b)

2018年6月30日に終了する中間会計期間中に、当グループは正味帳簿価額1,299千CUの資産(売却目的保有に分類された資産を除く)を処分し(2017年12月31日: 1,410千CU)、その結果、処分益53千CUが発生しました(2017年12月31日: 5千CU)。

拠出コミットメントに関しては注記16を参照してください。

注釈

IAS第34号15B(d)項に従い、当グループは、当中間会計期間中の財政状態の変更及び財務業績を理解するうえで重要であることから、当中間会計期間に行った有形固定資産の取得と処分について開示している。

期中要約連結財務諸表の注記

11. 棚卸資産

2018年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは、洪水により被害を受けた棚卸資産に関して、700千CUの評価減を計上しました(2017年6月30日に終了した中間会計期間:567千CU)。当該費用は、損益計算書のその他の営業費用に含まれています。洪水によって生じた財務的な損失は当グループの保険契約によって補填される可能性が高いですが、2018年6月30日時点で、保険会社による調査はまだ完了していません。したがって、当グループが保険契約による保険金を受け取るかどうかはまだ不確実です。

IAS 34.15B(a)

IAS 37.33

注釈

IAS第34号15B項(a)に従い、当グループは、中間会計期間中の財務業績を理解するうえで重要であることから、棚卸資産の評価減を開示している。

12. 金融資産及び金融負債

IAS 34.16A(c)

当グループが2018年6月30日及び2017年12月31日時点で保有する、現金及び短期性預金を除く金融資産の概要は、以下のとおりです。

	2018年6月30日	2017年12月31日	
	千CU	千CU	
償却原価で測定される負債性金融商品:			IFRS 7.6
営業債権及びその他の債権	22,424	20,722	IFRS 7.8
貸付金			
手形貸付金	2,524	3,674	
関連会社への貸付金	253	200	
取締役への貸付金	10	13	
OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品			
上場債券	524	337	
OCIを通じて公正価値で測定される資本性金融商品			
非上場株式	938	1,038	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
上場株式	265	612	
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ			
為替予約	1,100	640	
組込デリバティブ	161	210	
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ			
為替予約	242	252	
合計	28,441	27,698	
流動合計	22,845	21,273	
非流動合計	5,596	6,425	

期中要約連結財務諸表の注記

当グループが2018年6月30日及び2017年12月31日時点で保有する金融負債の概要は、以下のとおりです。

	2018年6月30日	2017年12月31日
	千CU	千CU
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ		
為替予約	1,073	720
組込デリバティブ	764	782
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ		
為替予約	194	170
商品先物契約	913	-
商品先渡契約	-	980
金利スワップ	-	35
条件付対価	-	1,072
償却原価で測定される金融負債:		
営業債務及びその他の債務	20,162	14,746
その他の長期債務	96	-
利付ローン及び借入金(非流動)		
ファイナンス・リース及び割賦購入		
契約に係る債務	1,518	992
金利8%の社債	3,274	3,374
金利8.25%の担保付借入金－3,600千米ドル	2,146	2,246
担保付銀行借入金	4,379	3,479
その他の借入金(非流動)		
銀行借入金－2,750千CU	2,386	2,486
銀行借入金－2,200千CU	1,978	2,078
消防機器研究所株式会社における		
第三者投資家からの借入金	2,900	3,000
転換条項付優先株式	2,678	2,778
利付ローン及び借入金(流動)		
ファイナンス・リース及び割賦購入		
契約に係る債務	89	83
当座借越	900	966
その他の借入金(流動)		
銀行借入金－1,500千CU	1,392	1,411
合計	46,842	41,398
流動合計	24,777	20,246
非流動合計	22,065	21,152

注釈

当グループは、金融商品全般と、特にグループのリスク管理活動が財務諸表の利用者にとって目的適合性が高く、重要であると判断した。したがって、当グループは、IAS第34号16A項(c)に従い当グループが保有する金融商品の概要を示すために、上記開示を期中要約連結財務諸表に含めている。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

条件付対価

2017年5月1日付の消火器株式会社の前所有者との間の取得契約(注記5参照)の一部として、対価の一部が被取得企業の業績に基づく条件付であることが合意されています。以下に掲げる条件により、前所有者に対して追加的に現金により対価が支払われます。 IFRS 13.93(h)(ii)

- a) 取得日後12カ月間に同社の税引前利益が1,000千CUまで計上された場合には、675千CU
又は
- b) 取得日後12カ月間に同社の税引前利益が1,500千CUまで計上された場合には、1,125千CU

評価技法への重要な観察可能でないインプットは、以下のとおりです。 IFRS 13.93(d)

確率調整後の消火器株式会社の税引前利益	1,000千CU - 1,500千CU
割引率	14%
自己の不履行リスクに関する割引率	0.05%

消火器株式会社の税引前利益の増加(減少)によって、条件付対価に関する負債の公正価値は著しく増加(減少)することになり、割引率及び自己の不履行リスクの増加(減少)によって、当該負債の公正価値は著しく減少(増加)することになります。 IFRS 13.93(h)(i)

2017年12月31日時点の消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを示していました。したがって、2017年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値は、その他の要因とともにこうした状況の進展を反映すべく調整がなされ、当該公正価値の調整額は純損益に認識されていました。2018年4月30日時点で、この契約に基づき合計で1,125千CUが支払われました。条件付対価に関する負債の公正価値の調整は、以下のとおりです。

	千CU	
取得日時点の条件付対価の当初公正価値	714	IFRS 13.93(e)
2017年12月31日に終了する事業年度中に純損益に認識された未実現である公正価値変動	358	IFRS 13.93(f)
2017年12月31日時点の条件付対価に係る金融負債	1,072	
2018年4月30日時点の公正価値への調整額	53	
支払った対価合計	1,125	IAS 34.16A(i)

2017年5月1日の取得から2018年4月30日の決済までの間に偶発負債に対する調整は、損益計算書に認識されました。

対価の当初公正価値である714千CUは、投資活動によるキャッシュ・フローに含められ、残りの411千CUは営業活動によるキャッシュ・フローに含められていました。公正価値は、割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使用して算定されています。条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が当初予想を上回ったことから、増加しています。

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(i)により要求されているように、当グループは、2017 年の企業結合において生じた条件付対価に関する負債について開示を行っている。IFRS 第 13 号の公表により改訂された IAS 第 34 号 16A 項(j)は、金融商品に関して IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 13 号に記載されている公正価値に関する特定の開示を行うことを要求している。IFRS 第 13 号 93 項(h)及び(ii)によれば、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される金融資産及び金融負債の経常的な公正価値測定について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するために変更すると公正価値が著しく変動する場合には、企業はその旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。また、企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、「著しく」の判断は、純損益及び資産合計又は負債合計(公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計)に照らして行わなければならない。当グループは、条件付対価に関する負債について、上記の注記で開示した観察可能でないインプット以外の変更は重要性がないと評価した。

条件付対価に関する負債は当期中に決済されたため、当グループは、2018 年 6 月 30 日現在、公正価値の開示を行っていない。

IAS第7号によれば、財政状態計算書に資産が認識される結果となる支出のみが、投資活動として分類されることとなる。IAS第7号は、取得日において計上された金額を超過する条件付対価に対する現金支出については、その増加による支出は支配を獲得するために必要なものではなく、資産の認識をもたらさないことから、投資活動に分類することはできないことを示唆している。よって、当グループは条件付対価の決済を分割して、取得日における公正価値に値する支払金額は投資活動によるキャッシュ・フローとして、また当該公正価値を超過する部分は、業績目標の達成に左右されることから営業活動によるキャッシュ・フローとして分類している。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

リスク管理活動

為替リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

当期中、当グループは、為替予約契約を、発生可能性が非常に高い米国及び英国それぞれの仕入先からの米ドル建及び英ポンド建での固定資産購入のヘッジ手段として指定しました。予定される仕入取引は、2018年10月と12月に行われることが見込まれています。

IAS 34.16A(c)

為替予約の条件は、予定取引の条件と整合したものとなるように交渉されています。契約の両当事者は、為替予約を現金により完全に担保しているため、当該契約に係る信用リスク(相手方と当グループ両方の信用リスク)は実質的に排除されています。

2018年6月30日時点で、米ドル為替予約に関連する12千CUの未実現利益と、英ポンド為替予約に関連する18千CUの未実現損失がその他の包括利益に計上されています。

銅価格リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

2017年1月、当グループは2018年9月に予定している銅価格の変動リスクを軽減するために、銅先物契約を締結しました。先物契約は、予定仕入取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されています。

銅先物契約は、当グループが購入することを予定している銅とは異なる基準品質の銅価格に基づいています(すなわち、ベースス・リスクが存在する)。そのため、このヘッジ関係では非有効部分が生じます。2018年6月30日現在、銅先物契約の公正価値は573千CUでした。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2018年6月30日現在のローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米ドルが機能通貨である米国子会社のWireworks Inc.及びSprinklers Inc.に対する純投資のヘッジとして指定されたものです。2018年6月30日に終了した6か月間に、この借入金の換算から生じた192千CUの税引後利得はその他の包括利益に振り替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる損失と相殺されました。2018年6月30日に終了した期間において、非有効部分は生じていません。

その他のリスク管理活動

当グループは国際的に事業を行っており、売上及び仕入の一部に関して為替リスクにさらされています。このリスクを軽減するため、当グループは、今後18か月間の予想売上及び仕入に基づき、主要通貨(米ドル、英ポンド及びカナダドル)へのネット・エクスポージャーを定期的に算定しています。当グループは、それらのエクスポージャーをヘッジするために為替予約契約を締結しています。

業務上の理由から、当グループはそれらの為替予約契約をヘッジ会計に指定しないことを決定しました。その結果、そうした為替予約契約の公正価値に係るすべての変動額は、損益計算書に認識されています。

2018年6月30日に終了する中間会計期間において、ユーロ対米ドル及び英ポンドの為替レートは変動が激しく、その結果、関連する為替予約契約に係る損失が金融費用に計上されました。これらの損失は、収益の増加及び売上原価の低減によりある程度相殺されています。

注釈

当グループは、リスク管理活動が財務諸表の利用者にとって目的適合性があり、重要であると判断した。したがって当グループは、IAS第34号16A項(c)に従い、上記の開示を期中要約連結財務諸表に含めている。これらの開示は、企業の性質によって変わってくる。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

公正価値

2018年6月30日及び2017年12月31日時点における金融資産及び金融負債の帳簿価額と公正価値の比較は、以下のとおりです。 IAS 34.16A(j)

	2018年6月30日		2017年12月31日		IFRS 7.25 IFRS 7.26
	帳簿価額 千CU	公正価値 千CU	帳簿価額 千CU	公正価値 千CU	
金融資産:					
貸付金	2,787	2,524	3,887	3,741	
未上場株式	938	938	1,038	1,038	
上場株式	265	265	337	337	
上場債券	524	524	612	612	
キャッシュ・フロー・ヘッジにおける為替予約 為替予約	242 1,100	242 1,100	252 640	252 640	
組込デリバティブ□	161	161	210	210	
合計	6,017	5,754	6,976	6,830	
金融負債:					
利付ローン及び借入金					
ファイナンス・リース債務及び割賦購入契約に 係る債務	1,607	1,317	1,075	1,150	
変動金利借入金	13,181	13,131	12,666	12,616	
固定金利借入金	6,174	5,924	6,374	6,371	
転換条項付優先株式	2,678	2,568	2,778	2,766	
条件付対価	-	-	1,072	1,072	
その他の長期債務	96	94	-	-	
有効なヘッジ関係にあるデリバティブ	767	767	1,185	1,185	
ヘッジ指定されていないデリバティブ					
組込コモディティ・デリバティブ	-	-	782	782	
組込為替デリバティブ□	764	764	-	-	
金利スワップ	-	-	35	35	
為替予約	1,073	1,073	685	685	
合計	26,340	25,638	26,652	26,662	

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(j)は、金融資産及び金融負債のクラスごとに、公正価値に関する情報(IFRS 第 7 号 25 項、26 項、28 項から 30 項)をその帳簿価額と比較できるような方法で開示することを求めている。ただし、公正価値に関する開示は、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合(例えば、短期の営業債権及び営業債務)、あるいは(IFRS 第 4 号「保険契約」に定められる)裁量権のある有配当性を含む契約であり、その特性の公正価値が信頼性をもって測定できない場合には要求されない(IFRS 第 7 号 29 項)。

なお、当グループは、IFRS 第 7 号 28 項の開示は行っていない。当期中に認識されたすべての金融資産及び金融負債の公正価値は、当初認識時の取引価格から変動がないからである。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

当グループが保有する金融資産及び金融負債に関する2018年6月30日及び2017年12月31日現在の公正価値測定のエラールキーは、以下のとおりです。

	以下を用いた公正価値測定				IFRS 13.93(a)- (b), IFRS 13.94
	合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	
2018年6月30日現在					
公正価値で測定される金融資産:	千CU	千CU	千CU	千CU	
デリバティブ金融資産					
為替予約—米ドル	742	—	742	—	
為替予約—英ポンド	600	—	600	—	
組込為替デリバティブ—カナダドル	161	—	—	161	
上場株式					
電力業	215	215	—	—	
電気通信業	50	50	—	—	
OCIを通じて公正価値で測定される金融資産					
非上場株式					
電力業	625	—	—	625	
エレクトロニクス産業	313	—	—	313	
上場債券					
日本国債	269	269	—	—	
社債—消費財産業	95	95	—	—	
社債—テクノロジー産業	160	160	—	—	
公正価値で測定される金融負債:					
デリバティブ金融負債					
為替予約—英ポンド	1,267	—	1,267	—	
組込為替デリバティブ—米ドル	764	—	—	764	
商品先物契約	573	573	—	—	
2017年12月31日現在					
公正価値で測定される金融資産:					
デリバティブ金融資産					
為替予約—米ドル	492	—	492	—	
為替予約—英ポンド	400	—	400	—	
組込為替デリバティブ—カナダドル	210	—	—	210	
上場株式					
電力業	219	219	—	—	
電気通信業	118	118	—	—	
OCIを通じて公正価値で測定される金融資産					
非上場株式					
電力業	675	—	—	675	
エレクトロニクス産業	363	—	—	363	
上場債券					
日本国債	368	368	—	—	
社債—消費財産業	92	92	—	—	
社債—テクノロジー産業	152	152	—	—	
公正価値で測定される金融負債:					
デリバティブ金融負債					
金利スワップ	35	—	35	—	
為替予約—英ポンド	800	—	800	—	
為替予約—米ドル	90	—	90	—	
組込コモディティ・デリバティブ(真鍮)	600	—	—	600	
組込コモディティ・デリバティブ(クロム)	182	—	—	182	
商品先渡契約	980	—	980	—	
条件付対価	1,072	—	—	1,072	

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

公正価値ヒエラルキー上のレベル3に分類される、経常的に公正価値で測定される金融商品の増減明細表

IFRS
13.93(e)

非上場株式	電力	エレクトロニクス	合計
	千CU	千CU	千CU
2017年1月1日現在	390	508	898
その他の包括利益に認識された再評価額	150	(175)	(25)
購入	233	588	821
分配目的保有資産への振替	-	(508)	(508)
売却	(98)	(50)	(148)
2017年12月31日現在	675	363	1,038
その他の包括利益に認識された再評価額	(125)	(135)	(260)
購入	95	130	225
売却	(20)	(45)	(65)
2018年6月30日現在	625	313	938

	組込為替デリバティブ		組込商品デリバティブ	
	資産	負債	負債	
	CAD	USD	真鍮	クロム
	千CU	千CU	千CU	千CU
2017年1月1日現在				
購入	-	-	-	-
分配目的保有資産への振替	-	-	-	-
売却	(553)	-	(9)	(10)
純損益で認識された正味未実現損失	763	-	609	192
2017年12月31日現在	210	-	600	182
	-			
購入		55		
売却	(166)	(83)	(57)	(16)
純損益で認識された正味未実現損失	117	792	(543)	(166)
2018年6月30日現在	161	764	-	-

2018年6月30日に終了した6か月間において、レベル1とレベル2間の振替、及びレベル3への振替又はレベル3からの振替は生じていません。

レベル3に分類された金融商品の公正価値の減少額66千CU(2017年12月31日:38千CU)は、純損益に計上されていません。

IFRS 13.91(b)
IFRS 13.93(c),(f)
IFRS 13.93(e)(ii)
IFRS 13.93(e)(iv)

公正価値ヒエラルキー

公正価値で認識又は開示されているすべての金融商品は、公正価値による測定額全体にとって重要なインプットのうち、以下の公正価値ヒエラルキーにおいて最も低いレベルに分類されるインプットに基づき、いずれかのレベルに分類しています。

IAS 34.16A(j)
IFRS 13.93(b)

- ▶ レベル1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格
- ▶ レベル2—直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの
- ▶ レベル3—観察不能なインプット

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

経常的に公正価値で測定される資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に(公正価値による測定額全体にとって重要な、最も低いレベルのインプットに基づき)分類を再評価し、公正価値ヒエラルキー上のレベル間の振替の有無を判断しています。

IFRS 13.95

注釈

IFRS第13号93項(b)は、公正価値で測定される資産及び負債について、公正価値ヒエラルキー上のレベル(すなわちレベル1、2又は3)を開示することを求めている。適切なレベルを決定するにあたっては、対象となる資産及び負債ごとに個々の事実及び状況を評価する必要がある。

評価手続

当グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、評価方針及び手続を策定し、各報告期間の公正価値の変動を分析するための評価方法を定め、適用しています。

IFRS
34.16A(i)
IFRS13.93(g)

当グループの公正価値の測定手法及び評価モデルに対するガバナンスには、品質及び妥当性を確保し、適切な対応措置を行うために多数の統制及びその他の手続が含まれています。事業部門が、毎期の測定に関する責任を有しており、最高財務責任者(CFO)がその結果をレビューし、必要に応じて修正が行われます。

CFOは以下の方法により見積もられた公正価値を検証します。

- ▶ 観察可能な市場価格又はその他の独立した情報源に対し、価格の指標を検討する
- ▶ モデルの計算を再実行する
- ▶ インプットとして利用したパラメーターを評価及び検証する

また、CFOは、少なくとも年に1回又は関連する市場において重大な事象が発生した場合、モデルの計算の正当性を確認します。CFOは、最終的に報告される公正価値の値がIFRSに準拠したものとすることに責任を負っており、必要に応じて、修正を提案します。第三者の情報源(例:ブローカーの呼値、又はその他のマクロ、ミクロ経済指標)に依拠する場合、CFOは以下の責任も負うことになります。

- ▶ 公正価値を提供する会社の(承認された)リストの検証及び修正
- ▶ 評価手法及びインプットの情報源の理解ならびにIFRSに基づく報告規定への適合性の検証

レベル3の評価技法及び具体的な検討事項は、以下で更に説明しています。

注釈

IFRS第13号93項(g)により、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、企業が用いた評価手続(評価方針及び手続を策定し、各報告期間の公正価値の変動を分析する方法を含む)を開示において説明しなければならない。

評価方法及び仮定

金融資産及び金融負債の公正価値は、現在の市場の条件下で測定日時点の主要な(又は最も有利な)市場における通常の取引において資産の売却により受け取る、又は負債を移転するために支払う価格(すなわち出口価格)であり、その価格が直接観察可能であるか、もしくは他の評価技法を用いて見積られているかどうかは問われません。公正価値の見積りにあたり、以下の方法及び仮定を使用しています。

IFRS 13.91(a)
IFRS 13.93(d)

- ▶ 上場債券の公正価値は、報告日における公表価格に基づいています。非上場金融商品、銀行借入金やその他の金融負債、ファイナンス・リース債務及びその他の非流動金融負債の公正価値は、契約条件、信用リスク及び満期までの残存期間が類似する負債について現在入手しうる利率で、将来キャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。資本性金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フロー又は割引率の合理的に起こりうる変動に加え、成長率の合理的に起こりうる変動の影響を受けず、評価モデルの利用にあたり、観察不能なインプットを用いる必要がありますが、そのうち重要なものは下記の表のとおりです。経営者は、これらの重要かつ観察不能なインプットに関し、合理的に考えるさまざまな代替案を定期的に評価し、公正価値全体に与える影響を判断しています。
- ▶ 非上場普通株式の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)を用いて見積っています。見積りにあたっては、予想キャッシュ・フロー、割引率、信用リスク及びボラティリティといった評価モデルへのインプットについて仮定を設けることが求められます。一定の範囲内におけるさまざまな見積値の発生確率は合理的に評価することが可能であり、そのような発生確率は、経営者による非上場株式の公正価値の見積りにおいて用いられます。
- ▶ OCIを通じて公正価値で測定される上記以外の金融資産の公正価値は、活発な市場における公表市場価格から算出しています。
- ▶ 当グループは、さまざまなカウンター・パーティー(主として投資適格水準の格付を有する金融機関)とデリバティブ契約を締結しています。金利スワップ、為替予約及び商品先渡契約は、市場で観測可能なインプットを用いた評価技法により公正価値を算定しています。最もよく用いた評価技法は、現在価値を計算する、フォワード・プライシングモデル及びスワップ・モデルです。これらのモデルに、カウンター・パーティーの信用状況、為替直物/先物相場、各通貨のイ

期中要約連結財務諸表の注記

ールド・カーブ、各通貨間のベースス・スプレッド、金利カーブ、原商品であるコモディティの先物カーブといった、さまざまなインプットを織り込み、公正価値を算定しています。すべてのデリバティブ契約は現金で全額担保されているため、カウンター・パーティー及び当グループ双方の不履行リスクが軽減されています。2016年6月30日及び2015年12月31日時点において、カウンター・パーティーの債務不履行リスクについては、デリバティブ資産の公正価値に対し信用評価調整を行っています。カウンター・パーティーの信用リスクの変動は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブのヘッジの有効性評価や、公正価値で認識されるその他の金融商品に対して、重要な影響を及ぼすものではありませんでした。

- ▶ 複合金融商品中の組込為替デリバティブ及び組込コモディティ・デリバティブは、為替予約及びコモディティ・デリバティブと同様の方法で測定されます。組込デリバティブは商品先渡契約及び為替予約契約であり、取引当事者の機能通貨とは異なる通貨での長期販売契約から区分処理されたものです。なお、これらの契約には担保が付されていないため、当グループはカウンター・パーティーの信用リスク(組込デリバティブ資産の場合)又は当グループ自身の不履行リスク(組込デリバティブ負債の場合)も考慮し、最大信用エクスポージャー及びデフォルト確率を評価することにより、公正価値に対し信用評価調整及び負債評価調整を行っています。2018年6月30日及び2017年12月31日現在のデリバティブ資産の公正価値は、デリバティブのカウンター・パーティーのデフォルト・リスクに起因する信用評価調整をネット後の金額です。カウンター・パーティーの信用リスクの変動によって、ヘッジ指定されたデリバティブのヘッジの有効性の評価及び公正価値で認識するその他の金融商品に重大な影響は生じていません。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

重要かつ観察不能なインプットの説明

2018年6月30日現在:

IFRS 13.93(d)
IFRS 13.93(h)(i)
IFRS 13.93(h)(ii)

	評価技法	重要かつ観察不能な インプット	範囲 (加重平均値)	公正価値に対するインプットの 感応度
非上場株式 (電力業)	DCF法	将来キャッシュ・フ ロ一の長期成長率	3.1% - 5.2% (4.2%)	長期成長率が5%上昇(下落)すると 公正価値が15千CU増加(減少)
		長期営業利益率	5.0% - 12.1% (8.3%)	営業利益率が15%上昇(下落)する と公正価値が20千CU増加(減少)
		WACC	11.2% - 14.3% (12.6%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が12千CU減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 15.6% (12.1%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
非上場株式一 エレクトロニクス産業	DCF法	将来キャッシュ・フ ロ一の長期成長率	4.4% - 6.1% (5.3%)	長期成長率が3%上昇(下落)すると 公正価値が21千CU増加(減少)
		長期営業利益率	10.0% - 16.1% (14.3%)	営業利益率が5%上昇(下落)すると 公正価値が11千CU増加(減少)
		WACC	12.1% - 16.7% (13.2%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が23千CU減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 20.2% (16.3%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ 資産	フォワード・ プライシン グ・モデル	カウンター・パーティ 一の信用リスクに対 するディスカウント	0.02% - 0.05% (0.04%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ 負債	フォワード・ プライシン グ・モデル	不履行リスクに対す るディスカウント	0.01% - 0.05% (0.03%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

重要かつ観察不能なインプットの説明(続き)

2017年12月31日現在:

	評価技法	重要かつ観察不能な インプット	範囲 (加重平均値)	公正価値に対するインプットの 感応度
非上場株式－ 電力業	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	3.1% - 5.2% (4.2%)	長期成長率が5%上昇(下落)すると公正価値が17千CU増加(減少)
		長期営業利益率	5.0% - 12.1% (8.3%)	営業利益率が15%上昇(下落)すると公正価値が21千CU増加(減少)
		WACC	11.2% - 14.3% (12.6%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正価値が10千CU減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 15.6% (12.1%)	ディスカウントが上昇(下落)すると公正価値が減少(増加)
非上場株式－ エレクトロニクス産業	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	4.4% - 6.1% (5.3%)	長期成長率が3%上昇(下落)すると公正価値が23千CU増加(減少)
		長期営業利益率	10.0% - 16.1% (14.3%)	営業利益率が5%上昇(下落)すると公正価値が12千CU増加(減少)
		WACC	12.1% - 16.7% (13.2%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正価値が21千CU減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 20.2% (16.3%)	ディスカウントが上昇(下落)すると公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ 資産	フォワード・プライシング・モデル	カウンター・パーティの信用リスクに対するディスカウント	0.02% - 0.05% (0.04%)	ディスカウントが上昇(下落)すると公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ 負債	フォワード・プライシング・モデル	不履行リスクに対するディスカウント	0.01% - 0.05% (0.03%)	ディスカウントが上昇(下落)すると公正価値が減少(増加)

流動性の欠如によるディスカウントは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮するものと当グループが判断した金額です。

期中要約連結財務諸表の注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(j)により、IFRS 第 7 号及び IFRS 第 13 号が求める公正価値に関する開示を行う。

IFRS 第 13 号 93 項(e)に従い、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される資産及び負債の期首残高から期末残高への増減明細表(下記の項目を個別に開示)を作成する必要がある。

- i) その他の包括利益に認識した当期利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益中の表示科目
- ii) 購入
- iii) 売却
- iv) 発行
- v) 決済
- vi) レベル 3 への振替とその理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすかを決定する企業の方針
- vii) レベル 3 からの振替とその理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすかを決定する企業の方針

当グループでは、上の注記で示した増減項目以外の増減は当期において発生していない。

IFRS 第 13 号 93 項(c)及び IFRS 第 13 号 95 項では、公正価値ヒエラルキー上のレベル間の振替がいつ生じたとみなすかを決定する企業の方針の開示が求められている。完全な 1 組の財務諸表では、そのような開示は、通常、会計方針の注記に含まれることになる。当グループは、期中要約財務諸表の本注記においてその方針を開示している。

なお、当グループは IFRS 第 13 号 48 項のポートフォリオに関する例外規定を選択適用していない。この例外規定を選択適用する場合には、IFRS 第 13 号 96 項に従い、その旨を開示することが求められる。

IFRS 第 13 号 98 項は、分離不能な信用補完が付いた負債に関し、当該信用補完の存在と、それが負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示することを求めている。2018 年 6 月 30 日時点及び 2017 年 12 月 31 日時点で、当グループには、分離不能な信用補完が付いた負債は存在しなかった。

IFRS 第 13 号 99 項は、IFRS 第 13 号により求められる定量的開示を、他の形式がより適切となる場合を除き、表形式で開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

IAS 第 34 号が明確に開示を求めている特定の取引又は事象以外については、IAS 第 34 号 15 項の原則に準拠する範囲で開示するのが一般的である。

IFRS 第 7 号 13A 項から 13F 項は、ネットティング契約が企業の財政状態に及ぼす影響又は潜在的な影響を、財務諸表の利用者が評価できる開示を求めている。なお当該規定に関して、2014 年 9 月、IASB は「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」を公表し、IFRS 第 7 号の改訂を行っている。本改訂により、IFRS 第 7 号 13A 項から 13F の開示は、適用初年度及びその後の年度中の期中要約財務諸表において要求されないことが明確化されている。ただし、IAS 第 34 号では「前事業年度末以降の財政状態及び財務業績の変動を理解するうえで重要な事象及び取引の説明」の開示が求められる点に引き続き留意する必要がある。

したがって、直近の年次財務諸表の期末日後の企業の財政状態及び財務業績の変動を理解するうえで、重要となりうるマスターネットティング契約又は類似の契約があるか否かを慎重に分析しなければならない。特に、ある種のネットティング契約(一般的には、得意先と仕入先が同一である場合)の対象となる営業債権及び営業債務が、この開示規定の適用対象となる可能性があるため、留意が必要である。

金融資産と金融負債の相殺に関する開示規定は、IAS 第 32 号 42 項に従って相殺されるすべての認識された金融商品だけでなく、IAS 第 32 号 42 項に従って相殺されるか否かにかかわらず、強制可能なマスターネットティング契約又は類似契約の対象となるすべての認識された金融商品にも適用される。

当グループは、金融資産と金融負債を相殺しておらず、また、マスターネットティング契約又は類似の契約を締結していないため、これらの開示を行っていない。

期中要約連結財務諸表の注記

13. 現金及び短期性預金

IAS 34.16A(c)

キャッシュ・フロー計算書上、現金及び現金同等物に含まれるものは以下のとおりです。

IAS 7.45

	2018年6月 30日	2017年12 月31日
	千CU	千CU
当座預金及び手許現金	12,323	11,316
短期性預金	3,496	5,798
現金及び短期性預金合計	15,819	17,114
当座借越	(900)	(966)
非継続事業に帰属する当座預金及び手許現金	-	551
現金及び現金同等物合計	14,919	16,699

注釈

期中要約連結財務諸表は、直近の年次財務諸表を出発点としている。よって、直近の年次財務諸表の末日より後に生じた取引及び事象に関し、各基準書(このケースではIAS第7号)が求める開示を期中要約財務諸表で行うことは、これと整合したものである。

IAS第34号16A項(c)は、資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて異常なもの内容及び金額の開示を求めている。

当グループは、キャッシュ・フロー計算書についてより有用な情報を提供することになるため、現金及び現金同等物の残高の内訳を開示している。

14. リストラクチャリング引当金の戻入れ

IAS 34.15B(c)

2017年12月31日時点で、消火器株式会社のある製造ラインの撤去に関し、466千CUのリストラクチャリング引当金を認識しています。2018年2月に撤去が完了し、200千CUの支出が発生したため、当該引当金を取り崩しています。また、未使用額266千CUについては戻し入れ、当該引当金を当初計上した損益計算書上のその他の営業費用に含めています。戻入れは、契約の解約コストが想定よりも下回ったために生じたものです。

15. 株式報酬

IAS 34.16A(c)

2018年3月、Senior Executive Plan(SEP)に従い、上級幹部に対し450,000単位のストック・オプションが付与されています。ストック・オプションの行使価格はCU3.45であり、これは付与日における株価に等しくなっています。当該オプションは、当グループの基本的な一株当たり利益の金額が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級幹部がその日まで在籍していた場合に権利確定します。この条件が達成されなかった場合、オプションは失効することになります。付与日時点の公正価値は、付与条件を考慮したうえで、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて見積もっています。ストック・オプションの契約期間は5年です。なお、オプションを現金で決済することはありません。2018年6月30日に終了する中間会計期間中に付与されたオプションの付与日時点の公正価値の算定には、以下の仮定を用いています。

配当利回り(%)	3.55
予想ボラティリティ(%)	15.50
リスクフリーレート(%)	5.15
ストック・オプションの予想存続期間(年)	3.75
加重平均株価(CU)	3.45

2018年6月30日に終了する中間会計期間中に付与されたオプションの加重平均公正価値はCU1.35です(2017年12月31日終了事業年度:CU1.32)。

2018年6月30日に終了する中間会計期間において、当グループは株式報酬費用203千CUを純損益に認識しています(2017年6月30日:150千CU)。

注釈

当グループは、IAS第34号16A項(c)に従い、2018年6月30日に終了する中間会計期間に上級幹部に付与されたストック・オプションの数と、その条件を開示している。これは、当中間会計期間に影響を及ぼす重要な事象であり、将来に及ぼす影響の理解に資するものと考えたためである。

期中要約連結財務諸表の注記

16. コミットメント及び偶発事象

損害賠償請求

2018年3月、海外の顧客が、当グループが販売した設備に欠陥があると主張し、当グループに対し訴訟を開始しました。IAS 34.15B(m) 請求が認められた場合、賠償額は850千CUと見積られています。公判期日は2018年9月4日に予定されています。当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性はあるものの、その可能性は高くはないため、この訴訟について引当金は計上していません。

コミットメント

2018年6月30日時点で、当グループは、主としてSprinklers Inc.の運転設備の完成について1,610千CU(2017年12月31日:2,310千CU)の拠出を確約しており、また当グループが持分を有するジョイント・ベンチャーにおける購入取引について、CU300千CU(2017年12月31日:310千CU)の拠出を確約しています。IAS 34.15B(e)

17. 関連当事者についての開示

以下の表は、2018年及び2017年6月30日に終了した中間会計期間における関連当事者との取引額、及び2018年6月30日及び2017年12月31日時点の関連当事者との取引残高を示しています。IAS 34.15B(j)

		関連当事者 への売上	関連当事者 からの購入	関連当事者 に対する 債権	関連当事者 に対する 債務
		千CU	千CU	千CU	千CU
当グループに対し重要な影響力を持つ企業:					
International Fires P.L.C.	2018年	3,382	-	412	-
	2017年	3,620	-	320	-
関連会社:					
電力消火機器株式会社	2018年	1,380	-	865	-
	2017年	1,458	-	980	-
親会社が共同支配投資者であるジョイント・ベンチャー:					
夕立株式会社	2018年	-	327	-	75
	2017年	-	285	-	20
当グループの経営幹部:					
取締役が重要な持分を有する企業	2018年	132	270	6	18
	2017年	-	220	15	7

取締役への貸付金については注記12に記載しています。以下の表は、2018年及び2017年6月30日に終了する中間会計期間における受取利息と、2018年6月30日及び2017年12月31日時点の関連当事者への貸付金残高を示しています。

		受取利息	関連当事者 に対する 貸付金残高
		千CU	千CU
関連当事者への貸付金			
関連会社:			
電力消火機器株式会社	2018年	27	431
	2017年	10	200
当グループの経営幹部:			
取締役への貸付金	2018年	1	6
	2017年	1	13

期中要約連結財務諸表の注記

18. 利益分配の実施及び分配案

IAS 34.16A(h)
IAS 34.16A(f)

親会社株主への現金配当	6月30日に終了する 中間会計期間	
	2018年	2017年
	千CU	千CU
公表され、かつ支払われた普通株式に関する配当:		
2017年の最終配当: 1株当たり5.01セント(2016年: 1株当たり5.66セント)	1,087	1,082
普通株式に関する配当案:		
2018年の第1次配当: 1株当たり4.60セント(2017年: 1株当たり4.10セント)	1,004	890

普通株式に関する配当案は定時株主総会の承認が必要であり、2018年6月30日現在、負債として認識されていません。2018年の配当案は、2018年8月1日に承認されています。

当グループの子会社の1つである消火器株式会社は、2018年6月30日及び2017年6月30日に終了した6ヵ月間に現金配当を行っています。グループ間の配当の授受は連結上相殺消去され、非支配持分に支払われた配当は、それぞれ12千CU及び20千CUでした。

19. 後発事象

IAS 34.16A(h)

2018年7月15日、ある顧客が当グループに対して、在庫に欠陥があるとして法的手続を開始しました。顧客の主張が認められた場合、賠償額は550千CUと見積られています。ただし、公判日はまだ決まっていません。当グループの法律顧問によれば、本期中財務諸表の承認日現在、訴訟の結果がどうなる可能性が高いかを判断すること、あるいは賠償を行わなければならない場合の支払時期を記載することは実務上不可能です。

付録A: IFRS第15号及びIFRS第9号適用の代替方法

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当グループが修正遡及適用アプローチを用いてIFRS第15号を適用する場合には、本期中要約財務諸表から主に以下の変更が生じる。

- ▶ 各基本財務諸表の比較情報は、IAS第11号、IAS第18号及び関連する解釈指針を基に表示される。
- ▶ すべての契約又は適用開始日時点で完了していない契約のみに関する2018年1月1日現在の利益剰余金(又はその他の資本項目)の期首残高に対する累積キャッチアップ調整は、2018年6月30日に終了する中間会計期間の持分変動計算書において認識し、その内容を注記2で開示する。
- ▶ IFRS第15号の適用による変更及び影響を説明した注記2の内容を修正する。修正遡及適用アプローチを用いてIFRS第15号を適用している旨、IFRS第15号が適用開始日時点ですべての契約に適用されているのか、それとも適用開始日時点で完了していない契約にのみ適用されているのかを開示する。
- ▶ 財務諸表の注記における比較期間の開示もIAS第11号、IAS第18号及び関連する解釈指針に従う。したがって、注記3における収益の分解に関する開示には、IFRS第15号に従った比較情報は含まれない。

注釈

当グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を2018年1月1日を適用開始日として完全遡及適用アプローチを用いて適用している。企業は、修正遡及適用アプローチを選択してIFRS第15号を適用することもできる。

修正遡及適用アプローチを選択する場合、企業は財務諸表における最新の期間に対してのみIFRS第15号を遡及適用する。そのため、企業はIFRS第15号の適用開始日時点の累積的影響を、適用開始日時点の利益剰余金(又はその他の資本項目)の期首残高の調整として認識する必要がある。

修正遡及適用アプローチの下では、IFRS第15号はすべての契約又は適用開始日時点で完了していない契約のみのいずれかに適用され、企業はその旨を開示しなければならない。

修正遡及適用アプローチを選択する場合、契約の条件変更に関して実務上の便法を用いることができる。この実務上の便法は、以下のいずれかの日の前に発生したすべての契約変更を使用することができる。

- (a) 表示される最も古い期間の期首(12月を年度末とする企業が比較期間を1期分しか表示していない場合には、2017年1月1日)
- (b) 適用開始日より前

企業は実務上の便法を適用しているかどうか及びその適用の方法を開示する必要がある。

IFRS第15号C8項は、IFRS第15号の適用により影響が生じた当報告期間における財務諸表の各表示科目について、その影響額を年次財務諸表で開示し、著しい変更の理由を説明しなければならないと定めている。この開示は、IAS第34号が適用される期中財務諸表において強制適用されるものではない。しかし、期中においてこのような開示を行うことが有用であると考えられる場合には、任意で開示することも考えられる。

IFRS第9号「金融商品」

2017年1月1日に開始する年度の比較情報を修正再表示しなかった場合、本期中要約財務諸表に対する主たる変更点は以下のとおりである。

- ▶ 各基本財務諸表の比較情報は、IAS第39号の分類及び測定の規定に従う。
- ▶ 2018年1月1日現在の利益剰余金(又はその他の資本項目)の期首残高の調整額は、2018年6月30日に終了する中間会計期間に係る持分変動計算書で認識し、その内容が注記2で開示される。
- ▶ IFRS第9号の適用に伴う変更及び影響を説明した注記2の内容を修正する。
- ▶ 比較期間の注記(注記9及び注記12)もIAS第39号の分類及び測定の規定に従う。

注釈

IFRS第9号は、IFRS第15号と異なり「完全」遡及適用アプローチと「修正」遡及適用アプローチを区別していない。IFRS第9号第7.2.4項から第7.2.26項及び第7.2.28項に定められる場合を除き、IFRS第9号をIAS第8号に従って遡及適用する必要がある。比較情報については、修正再表示を行うかどうかを選択することができる。IFRS第9号において過去の期間の修正再表示が認められるのは、企業が後知恵を用いることがない場合のみである。比較情報の修正再表示を選択した場合であっても、IFRS第9号の適用開始日は2018年1月1日に変わりはない。比較情報の修正再表示を選択するかどうかに関係なく、適用開始日時点で既に認識が中止されている項目にIFRS第9号を適用することは認められない。

IFRS第9号では、適用開始日に求められる多くの評価及び検討事項が定められていることから、IFRS第9号の適用に際して、適用開始日の重要性には留意が必要である。このような検討とともに行われる評価には、比較情報の修正再表示に関する企業の決定に影響を与えうるものもあり、注記2においてその内容を解説している。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.ejapan.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。